

建設業の現状と技術者制度について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
建設業技術企画室長 横尾 和博

横尾和博

中央大学大学院土木工学専攻修了(都市計画・交通計画)

平成12年4月 国交省 入省

平成22年4月 国土政策局 離島振興課 課長補佐

平成25年4月 道路局 路政課 課長補佐(踏切政策・路面電車担当)

平成27年4月 四国地方整備局 松山河川国道事務所長

平成29年4月 同 局 道路部 道路調査官

令和2年4月 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 企画部 企画課長(償還計画担当)

令和4年4月 不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室長

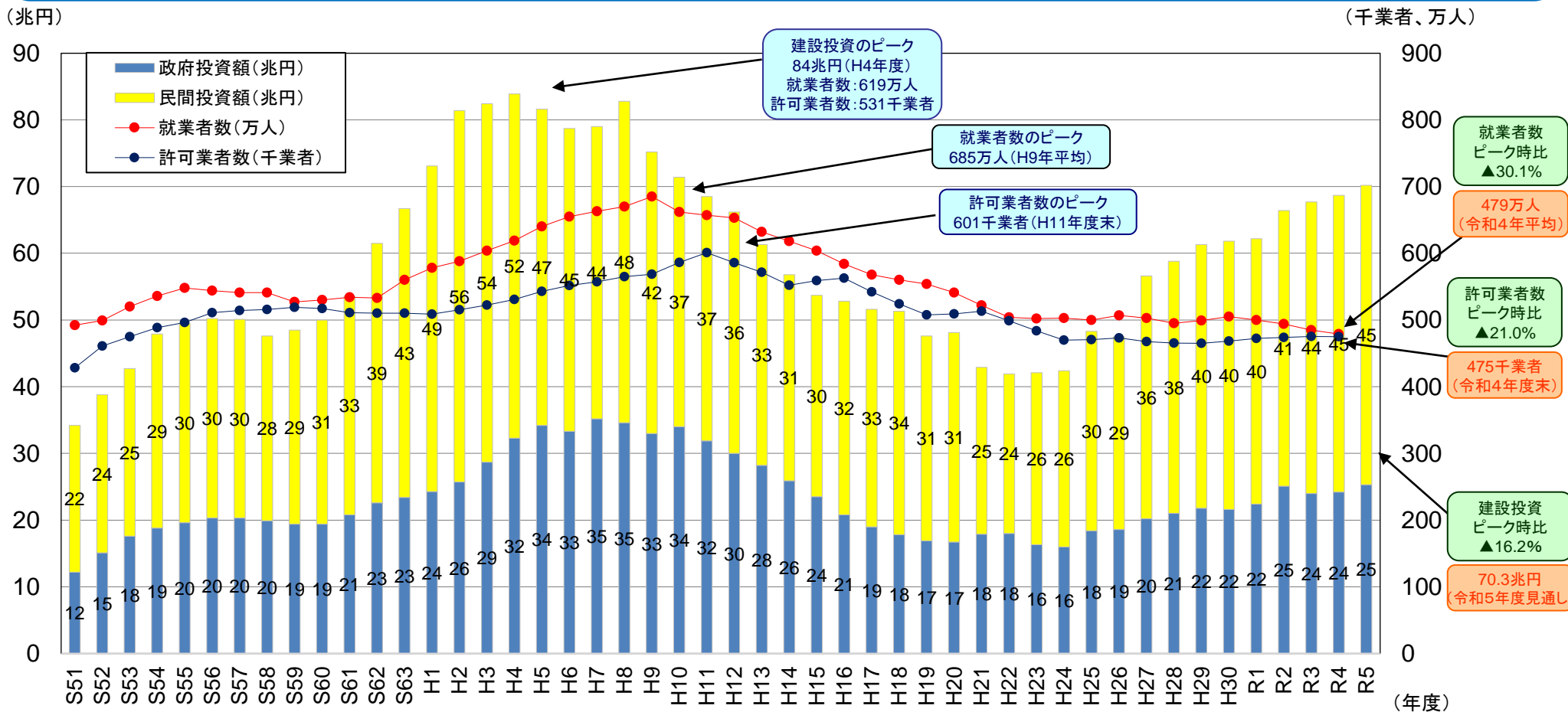
(技術者制度、建設リサイクル法等の担当)

1. 公共事業関係費	3
建設投資、許可業者数及び就業者数の推移	
2. 働き方改革等の推進	11
適正な工期、施工時期平準化	
3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組	30
設計労務単価、業界団体の動き、CCUS	
4. 適正な請負代金	46
資材高騰の価格転嫁、ダンピング対策	
5. 中央建設業審議会基本問題小委員会での 審議	54
建設業を取り巻く課題、基本問題小委員会での議論内容	
6. 生産性の向上	63
技術者制度の見直し	
7. 建設発生土の適正処理	71
建設発生土の搬出先の明確化等	

1. 公共事業関係費

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和4年平均）は479万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



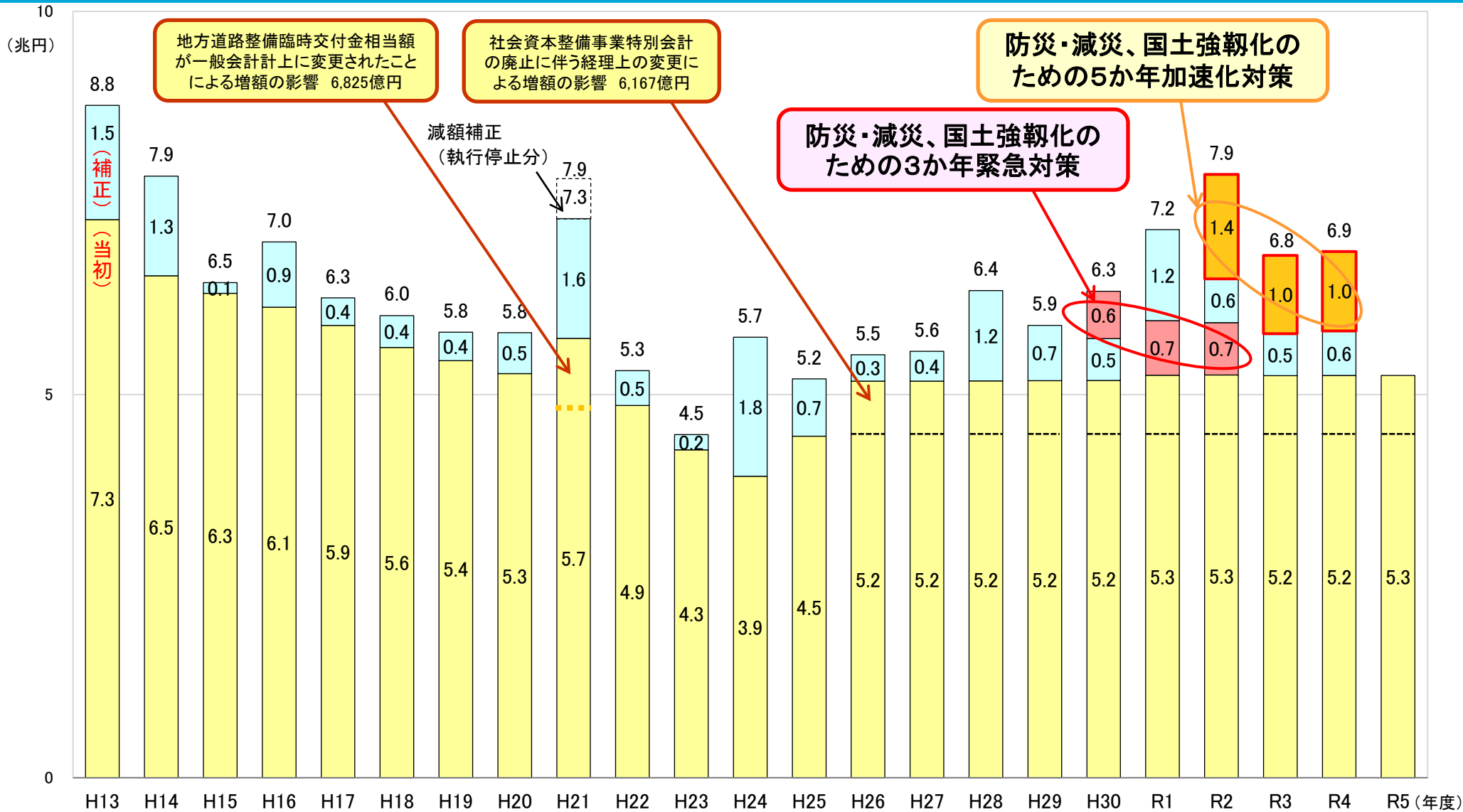
出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

公共事業関係費(国土交通省関係)の推移



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移した額を含まない。
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1年目、2年目及び3年目は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。
 ※ 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

1. 国費総額

(1) 一般会計 **7兆 389億円(1.19倍)**

〔うち、「重要政策推進枠」 1兆6,149億円〕

公共事業関係費

6兆2,909億円(1.19倍)

○一般公共事業費

6兆2,333億円(1.19倍)

○災害復旧等

575億円(1.00倍)

非公共事業

7,480億円(1.20倍)

○その他施設費

681億円(1.46倍)

○行政経費

6,799億円(1.18倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 **465億円(1.15倍)**

2. 財政投融资 **2兆4,156億円(1.04倍)**

- 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
 - ・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施に必要な経費
 - ・「物流 2024 年問題」の解決等に向け持続可能な物流を実現すべく、モーダルシフトを強力に促進するための環境整備及び再配達削減に向けた取組に必要な経費
 - ・一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
 - ・国民保護・総合的な防衛体制の強化等に資する公共インフラ整備に必要な経費

《5か年加速化対策(加速化・深化分)の進捗状況》

【令和4年11月時点の集計】

区 分	事業規模の用途 〈閣議決定時〉	<1年目> 令和2年度第3次補正等		<2年目> 令和3年度補正等		<3年目> 令和4年度第2次補正		累 計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策(加速化・深化分)	おおむね 15兆円程度 (うち国費は 7兆円台半ば)	約4.16兆円	約1.97兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.37兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	事業規模 約9.6兆円 (うち国費 約5.0兆円)
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約1.79兆円	約1.14兆円	事業規模 約7.7兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.47兆円	約0.29兆円	事業規模 約1.6兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	事業規模 約0.2兆円

(注1) 事業規模には財政投融资によるものも含まれる。

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

出典:内閣官房 国土強靱化推進室
「令和4年度国土強靱化関係の第2次補正予算案の概要」

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法改正

(□=改正部分)

※内閣官房国土強靱化推進室資料を元に、国土交通省作成

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化基本計画を定めること。**

○策定手続

◆案の作成(推進本部) ◆閣議決定

○記載事項

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

調和

改正部分

国土強靱化実施中期計画の策定

○政府において、以下の内容とする中期計画を定める。

- ① 計画期間
- ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

指針

国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化地域計画を定めることができる。**

[都道府県・市町村が作成]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

国の他の計画

(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

改正部分

○国土強靱化推進会議の設置

○(附則) 施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

- サプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査・・・等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を
目指し、取引適正化を推進する。(p24)

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 2. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(防災・減災、国土強靱化)

- 「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、・・・ハード・ソフト一
体となった取組を強力に推進する。5か年加速化対策等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。(p32)
- 中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、5か年加速化
対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、・・・必要な検討を行う。(p32)

第4章 中長期の経済財政運営 3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

- 中小建設企業へのICTやBIM/CIM施工の普及拡大等によるi-Constructionの推進・・・等により、生産性を高めるイ
ンフラDXを加速する。(p40)
- 公共事業の効率化等を図るとともに、民間事業者が安心して設備投資や人材育成を行うことができるよう、中長期的
な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。その際、現下の資材価格の
高騰の状況等を注視しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で今後も必要な事業量を確保しつつ、実効性のある
PDCAサイクルを回しながら、社会資本整備を着実に進める。(p40)
- 持続可能な建設業の実現に向け、建設資材価格の変動への対応、建設キャリアアップシステムも活用した処遇改善、
現場技能者への賃金支払の適正化、建設工事における安全管理の徹底等により、建設産業の賃上げ及び担い手の
確保・育成を図る。(p40、41)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」・「成長戦略等のフォローアップ」(R5.6.16閣議決定)より抜粋

Ⅷ. 経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

(3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保

④ 国土強靱化、防災・減災投資の加速

- 「国土強靱化基本計画」に基づき、**必要・十分な予算を確保**し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。(p64)
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するとともに、中長期的・継続的・安定的に取組を進めることが重要であり、**対策後の国土強靱化の着実な推進**に向け、改正国土強靱化基本法に基づき、検討を行う。(p64)
- 現下の資材価格の高騰を踏まえ、**関係団体への適切な契約変更の要請**を行いつつ、さらに**請負契約締結時におけるリスク分担の適正化等**について検討を行う等、**建設業における価格転嫁対策を進める**。(p65)

成長戦略等のフォローアップ

Ⅳ. 「経済社会の多極化」関連のフォローアップ

1. 「デジタル田園都市国家構想の推進」関連 (建設業の処遇改善)

- 建設資材価格の変動への対応や、建設業での処遇改善のため、**契約当事者間でのリスク分担が適切に担保された請負契約締結の推進、建設キャリアアップシステムを活用した施工体制の見える化、現場技能者への賃金支払の適正化等**に向けた方策を検討し、2023年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。(p15)

2. 働き方改革等の推進

建設業就業者の現状

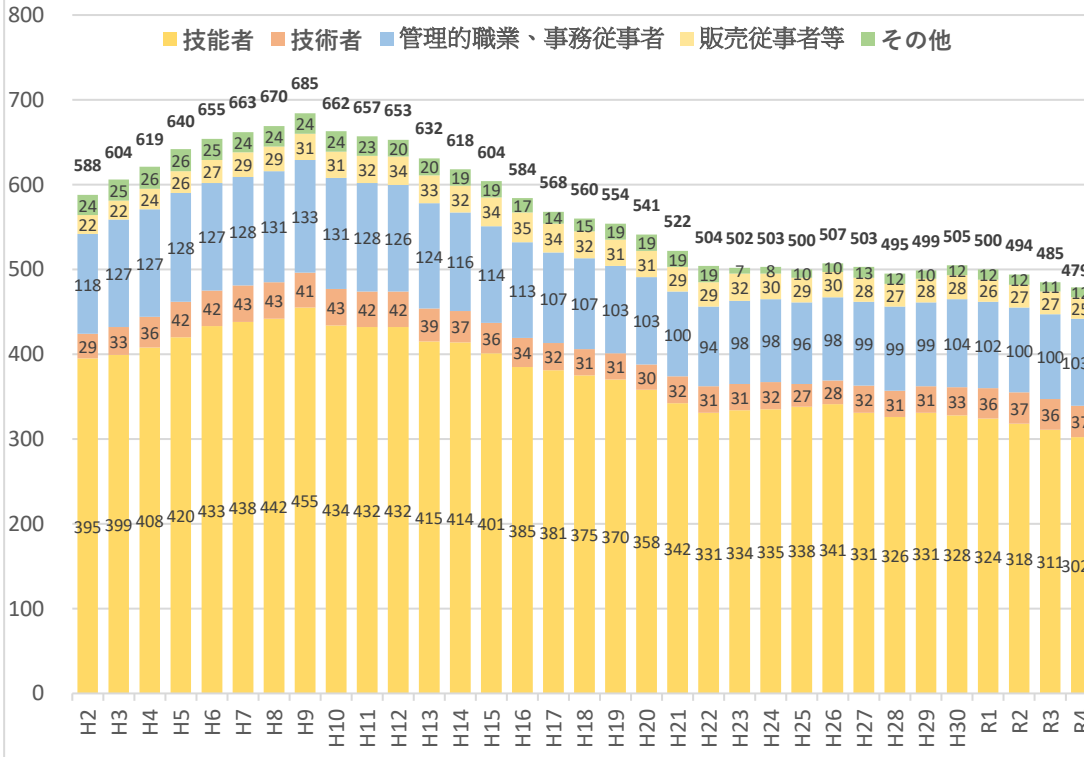
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

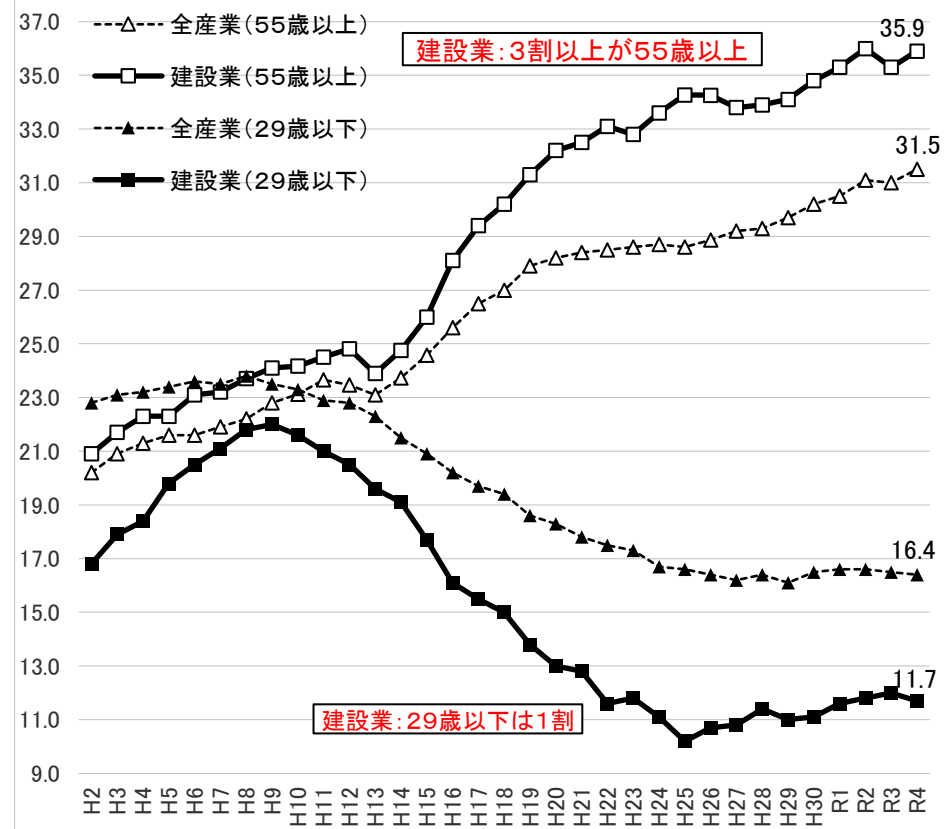
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

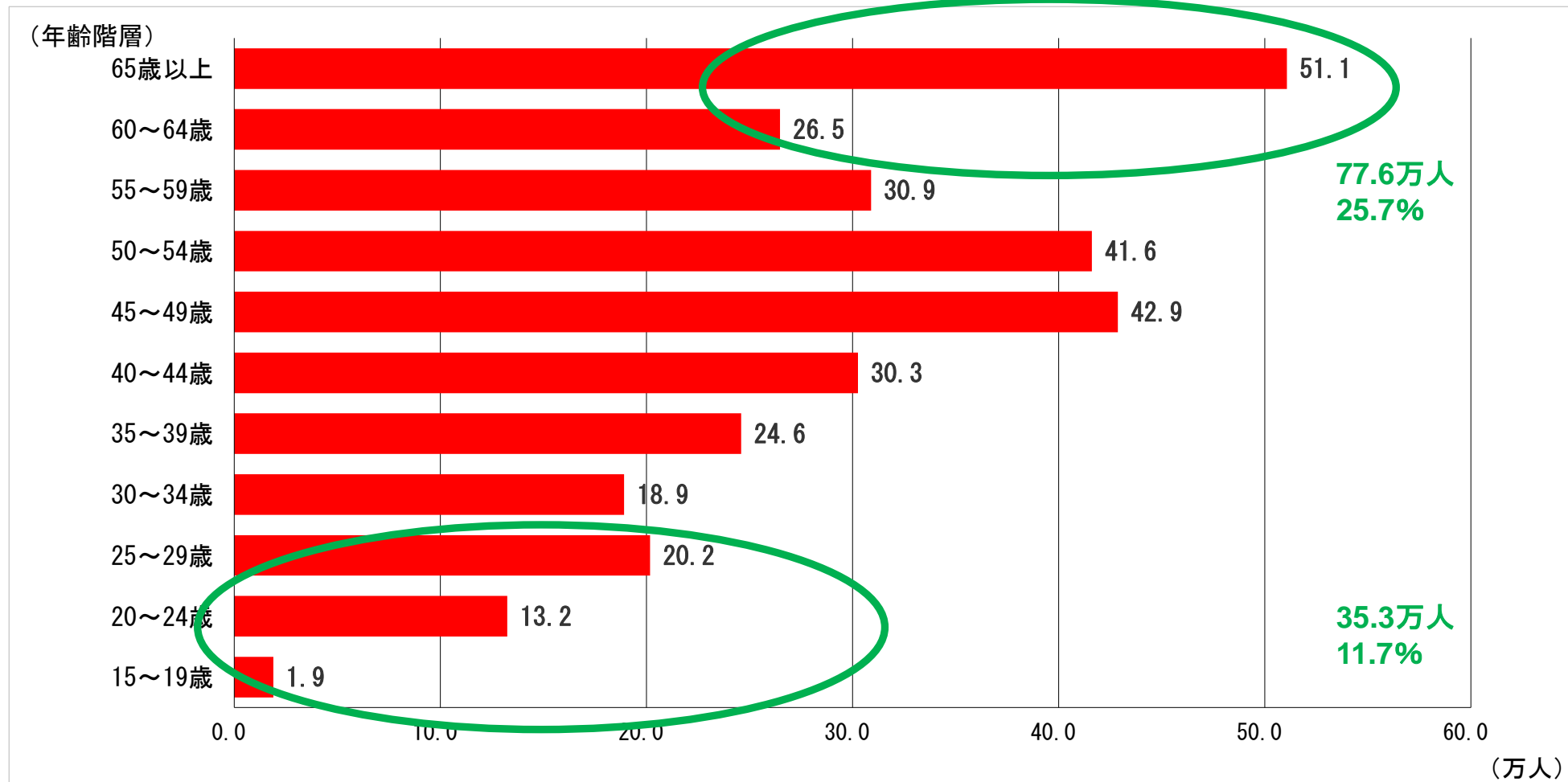


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1 (25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

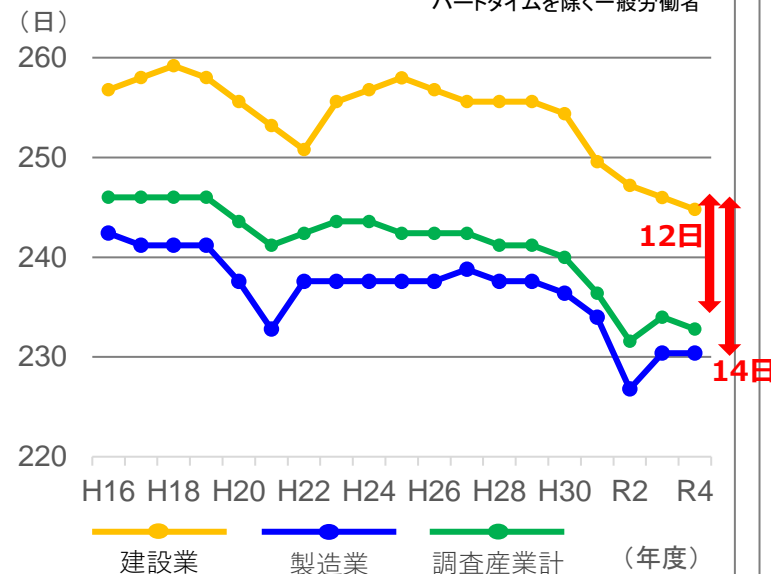


出所：総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

建設産業における働き方の現状

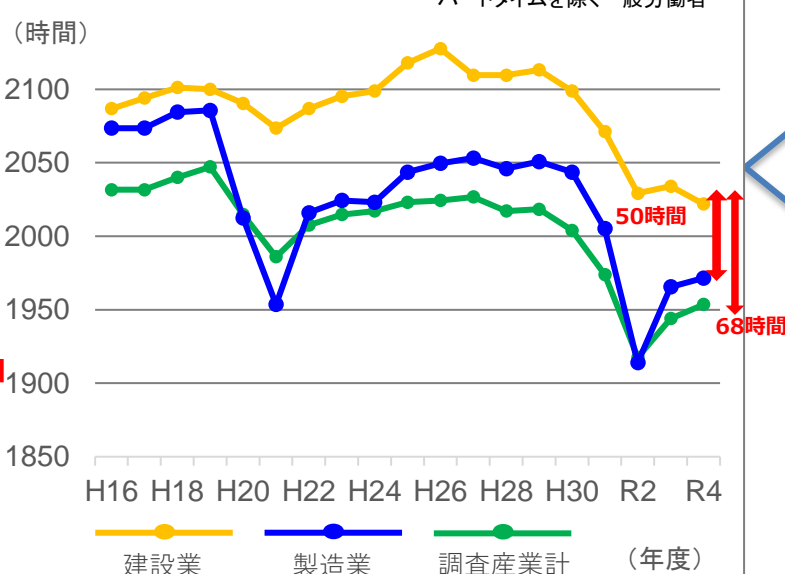
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

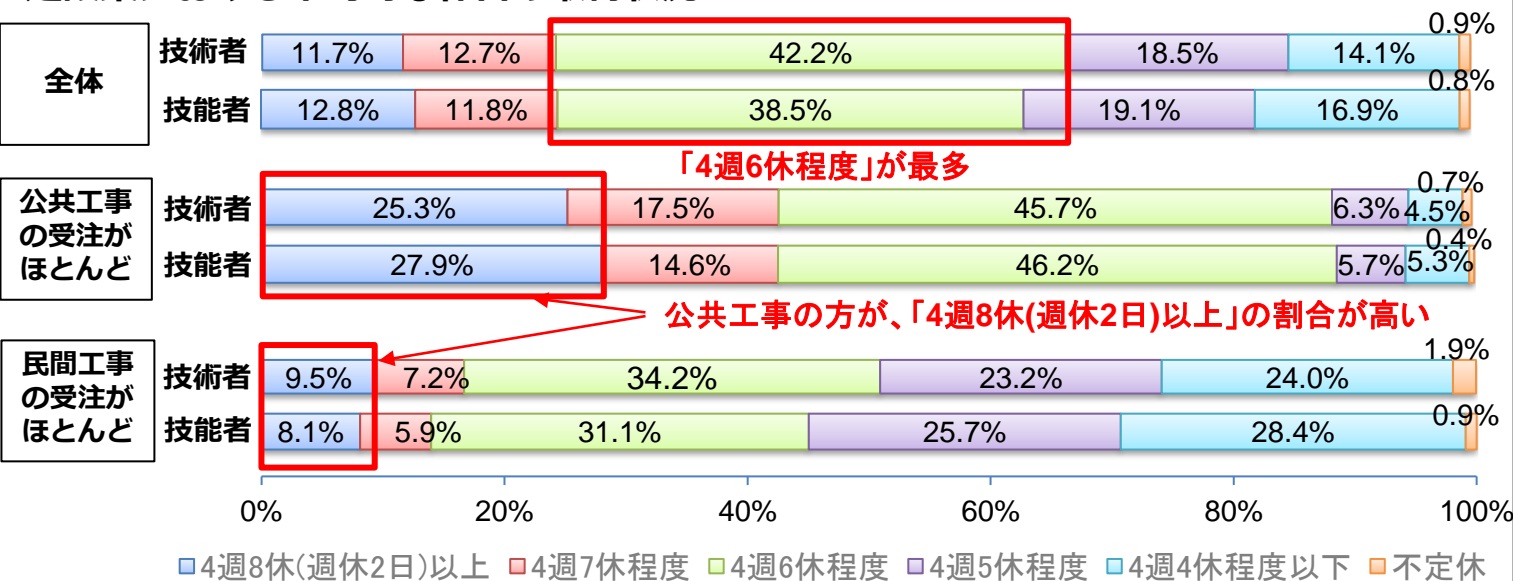
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒**建設業は令和6年4月から適用**

「労働基準法」(平成30年6月改正)
罰則: 使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで)
 36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能
 ※ 災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)

36協定の
 限度

【時間外労働の上限規制】
 原則: ①**月45時間** かつ ②**年360時間(月平均30時間)**
 例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも
上回ることをできない上限を設定
 ・年 720時間(=月平均60時間)
 →年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを
 出来ない上限を設定
 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
 b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
 c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

建設業においては、
 災害の復旧・復興の
 事業には、a及びbは
 適用されません。
 (労基法139条)

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

適正な工期設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。国土省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

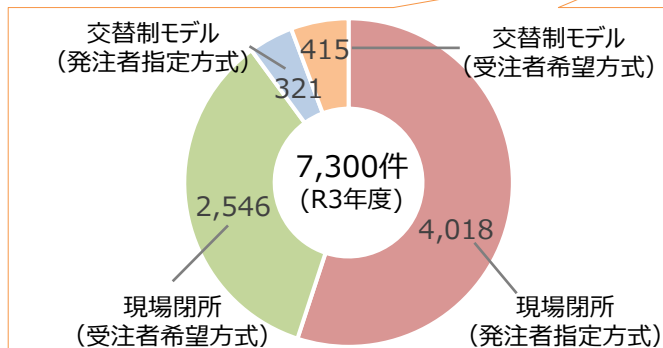
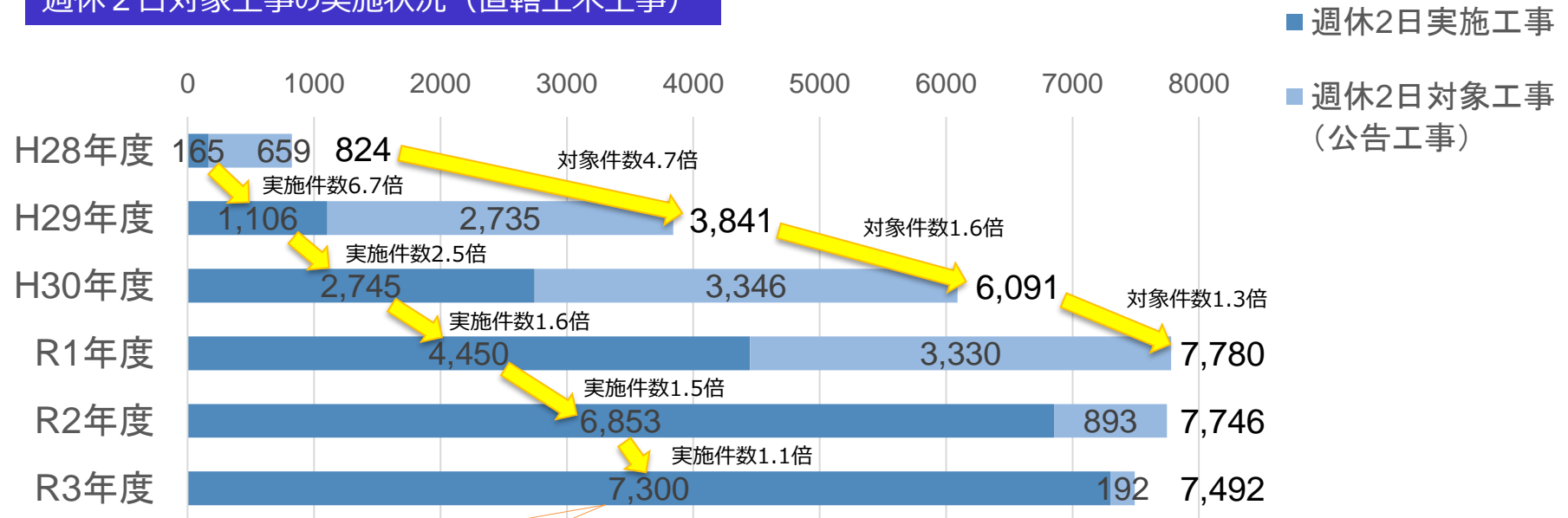
第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

直轄工事における週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、
月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...
準備	式	1	黒		青	黄	黄			緑		
道路土工	m ²	10,000			青	黄	黄			緑		
排水構造物工	m	500			青	黄	黄			緑		
舗装工	m ²	5,000			青	黄	黄			緑		
付帯施設工	式	1			青	黄	黄			緑		
区画線工	式	1			青	黄	黄			緑		
後片付け	式	1			青	黄	黄			緑		

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

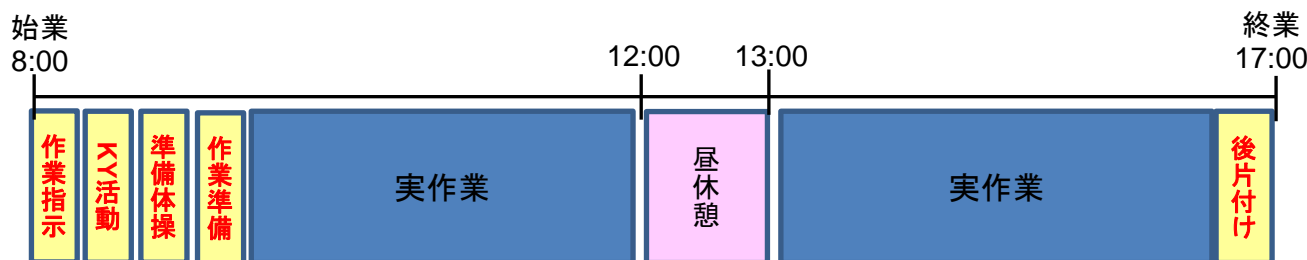
・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じてiii)、iv) を考慮。 雨休率：78%→89%

時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

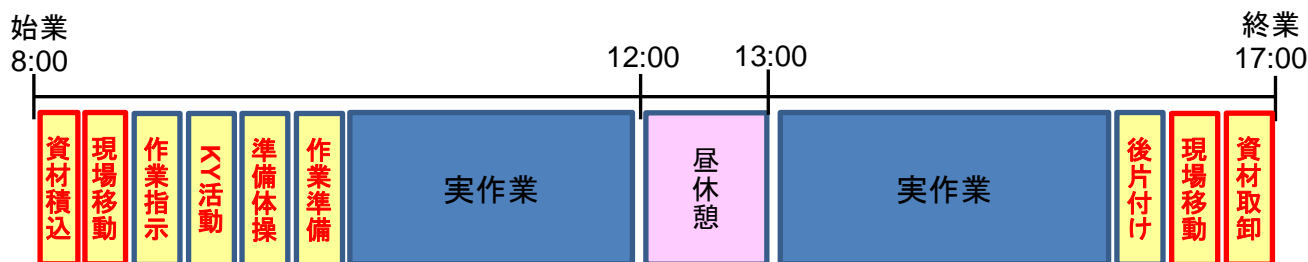
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいた以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times \text{※3を日数換算し、平均した値 (対象：5か年)}$$

※3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※2

工程（官積算）で見込んでいた猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいた以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) **8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間**
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※1) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す予定。

※2) 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

令和3年度における週休2日の取組状況(都道府県)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和3年度における週休2日達成率について集計

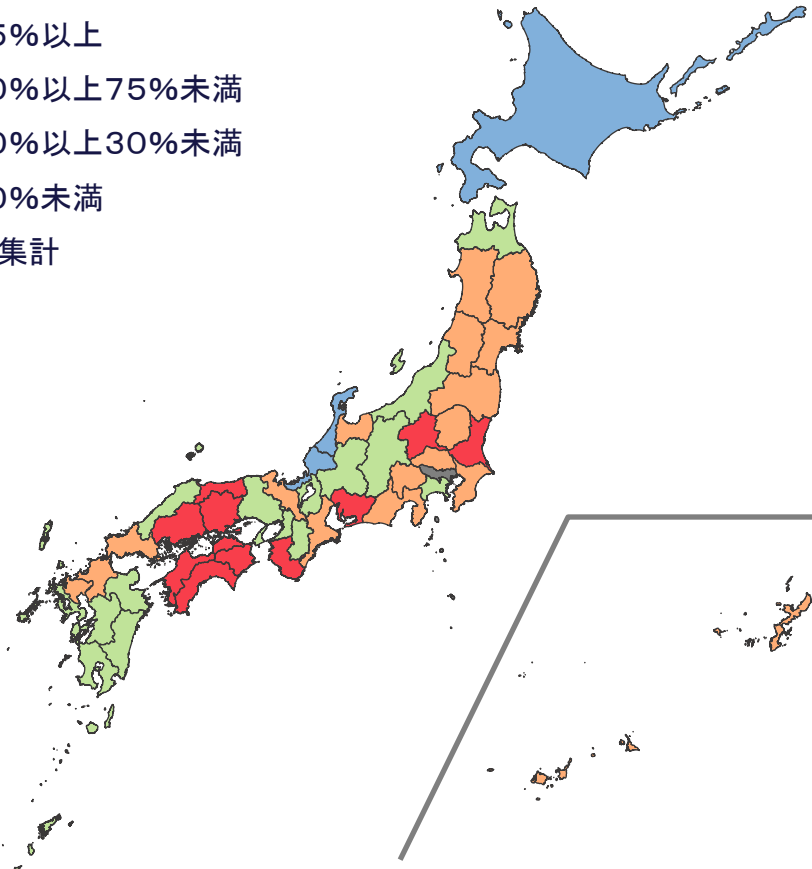
・週休2日達成率 = $\frac{4週8休達成件数}{令和3年度工事完了件数}$

<定義>

- ・対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和3年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和3年度週休2日達成率

- 75%以上
- 30%以上75%未満
- 10%以上30%未満
- 10%未満
- 未集計



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	88.9%	新潟県	42.3%	岡山県	8.7%
青森県	47.4%	富山県	12.4%	広島県	3.4%
岩手県	15.3%	石川県	86.4%	山口県	13.8%
宮城県	13.8%	岐阜県	34.4%	徳島県	4.3%
秋田県	18.3%	静岡県	26.9%	香川県	9.0%
山形県	12.5%	愛知県	9.6%	愛媛県	7.5%
福島県	12.0%	三重県	20.6%	高知県	6.4%
茨城県	7.9%	福井県	76.5%	福岡県	11.5%
栃木県	28.5%	滋賀県	71.4%	佐賀県	28.0%
群馬県	4.9%	京都府	18.6%	長崎県	45.7%
埼玉県	16.5%	大阪府	57.4%	熊本県	40.9%
千葉県	27.7%	兵庫県	45.7%	大分県	72.0%
東京都	未集計	奈良県	72.1%	宮崎県	48.0%
神奈川県	34.7%	和歌山県	5.8%	鹿児島県	38.9%
山梨県	29.4%	鳥取県	8.0%	沖縄県	21.3%
長野県	62.1%	島根県	45.3%	全国平均	30.7%

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
 - ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
 - ・工期設定の指針等を見直し
 - ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
 - ・新たな経費補正措置の立案を検討
 - ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において 各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・ 市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・ 適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- ・ 地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・ 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・ 労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携】

- ・ 調査対象：発注者・元請業者

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・ 労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・ 週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

一般国民 周知活動による働きかけ

【厚労省と連携】
PR動画のWebCMでの放送のほか、特設サイトや広報ポスターによる周知

【動画掲載先】

- はたらきかたススめ特設サイト
 URL: <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省YouTube
 URL (30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>
 URL (3分20秒) : https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

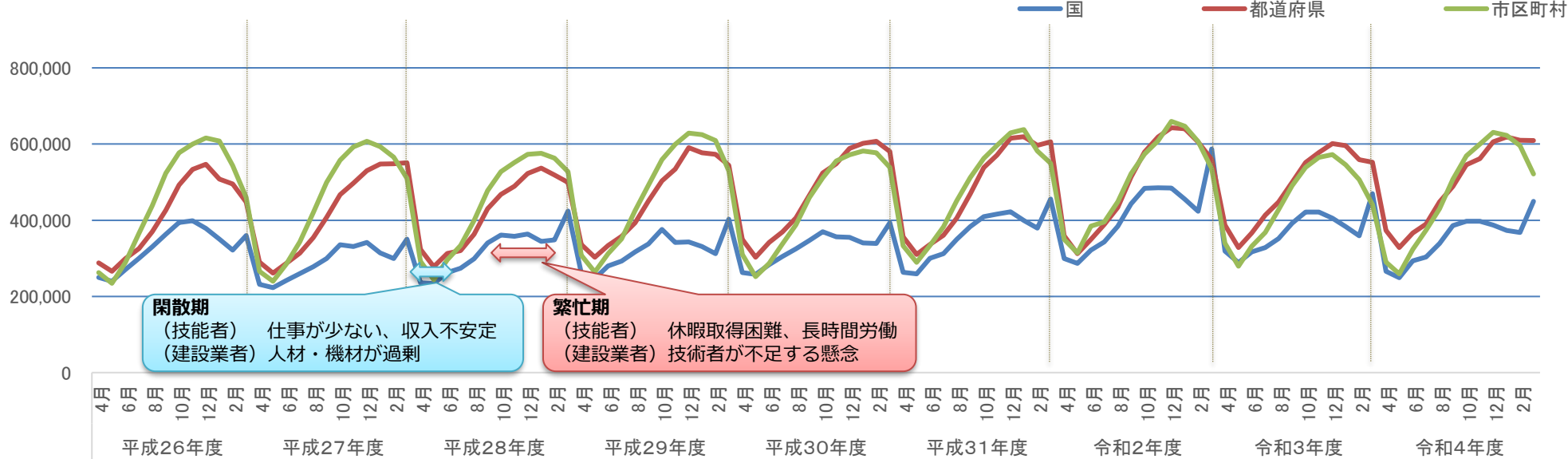
働き方改革推進に係る広報ポスター→



- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
- 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

公共工事における工事出来高の状況

(単位：百万円)



出典：国土交通省「建設総合統計」

施工時期の平準化の推進

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- **技能者の処遇の改善**（特に休日の確保等）
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

○平準化を進めるに当たっては、以下の㊴～㊶の取組が有効であると考えられます。

- ㊴ 債務負担行為の活用、㊵ 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）、㊶ 速やかな繰越手続
- ㊷ 積算の前倒し、㊸ 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し（せ）

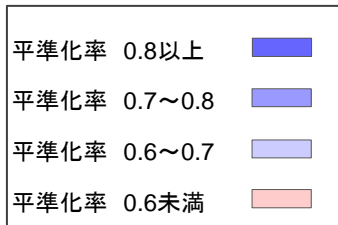
- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

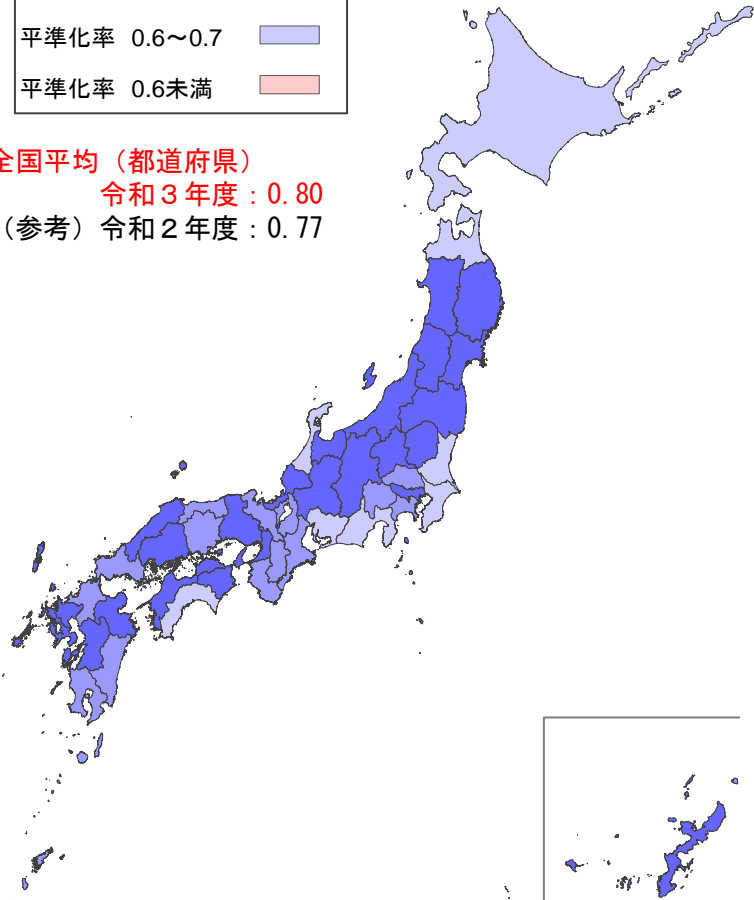
- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

[施工時期の平準化] 地方公共団体の平準化率

都道府県の平準化率の状況



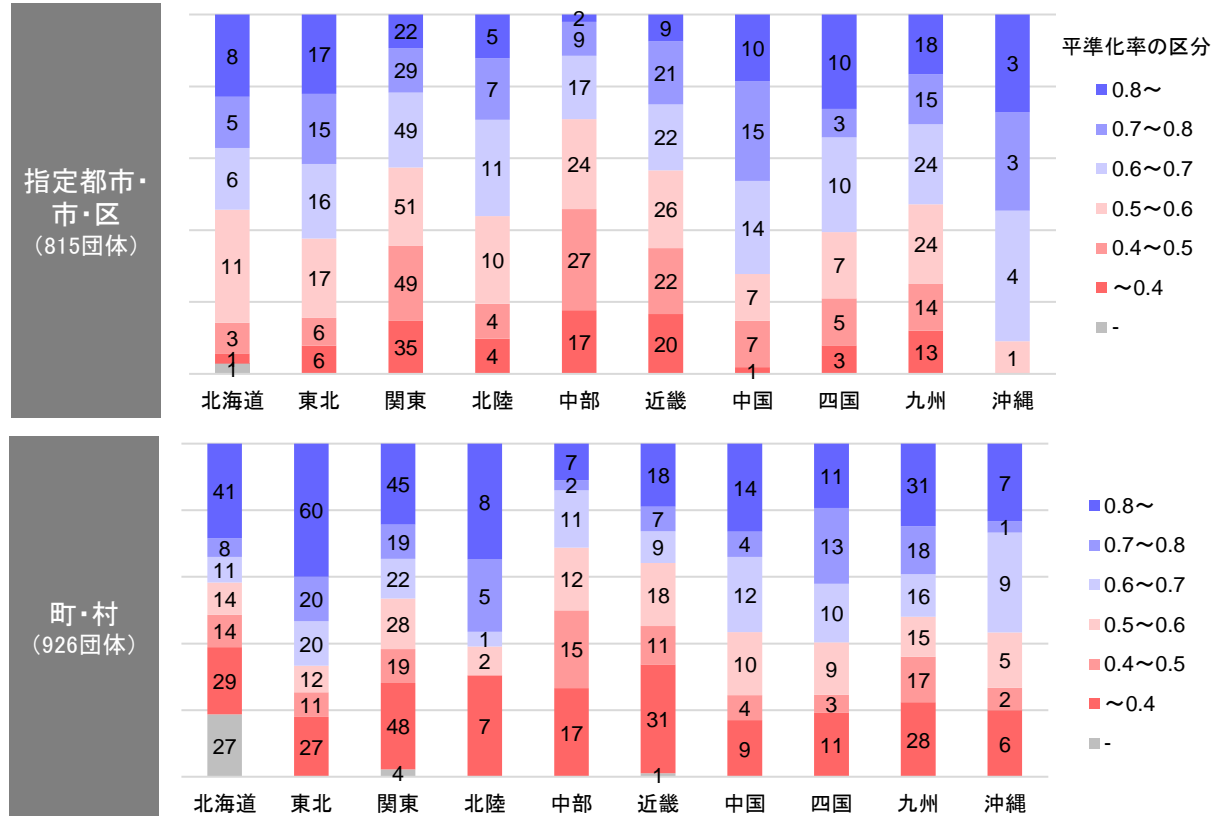
全国平均（都道府県）
令和3年度：0.80
（参考）令和2年度：0.77



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布(令和3年度)

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値(指定都市・市区町村)

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分

北海道：北海道
東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸：新潟県、石川県、富山県
中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄：沖縄県

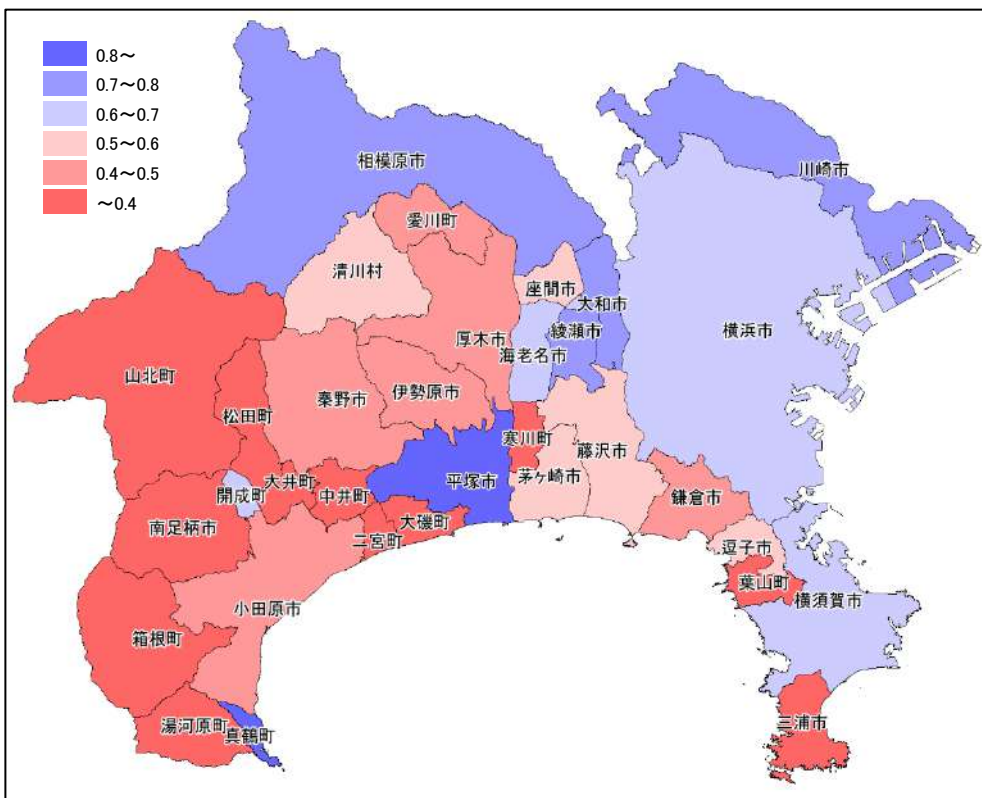
※平準化率の定義：4～6月期の月あたり工事平均稼働件数／年度全体の月あたり工事平均稼働件数
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出
（1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績）

○ **地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「見える化」を実施**（最新版は令和5年1月公表）

○ 主に以下の項目を「見える化」

- － 平準化率
- － 平準化の取組状況（「さしすせそ」の取組）

(例) 神奈川県



神奈川県	0.71	横浜市	0.68	川崎市	0.76	相模原市	0.78
	サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ		サシスセソ

横須賀市	0.64	逗子市	0.59	海老名市	0.61	大磯町	0.33	開成町	0.67
	ス		スセ		スセ		スセソ		サス
平塚市	0.88	三浦市	0.31	座間市	0.58	二宮町	0.38	箱根町	0.29
	サ		ス		サスセソ		スセ		-
鎌倉市	0.41	秦野市	0.49	南足柄市	0.21	中井町	0.30	真鶴町	0.80
	サセ		サスセソ		スセソ		ソ		スセソ
藤沢市	0.52	厚木市	0.47	綾瀬市	0.76	大井町	0.29	湯河原町	0.25
	サシスセソ		サスセソ		サスセ		ス		ス
小田原市	0.41	大和市	0.71	葉山町	0.38	松田町	0.00	愛川町	0.41
	サスセ		サスセソ		サシスセ		サスソ		サスセソ
茅ヶ崎市	0.59	伊勢原市	0.42	寒川町	0.30	山北町	0.32	清川村	0.50
	スセソ		サスソ		-		スソ		ソ

(上段: 平準化率)

※定義: 4～6月期の月あたり工事平均稼働件数 / 年度の月あたり工事平均稼働件数

※「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和3年度実績。1件当たり500万円以上)

(下段: 該当する「さしすせそ」の取組状況)

※令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)より算出

※実績なしの地方公共団体は「-」と表示

国土交通省ウェブサイト:

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html

3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

賃上げに関する岸田内閣総理大臣の発言

第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和4年10月3日)(抄)

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から、果敢に、この積年の大問題に挑み、「構造的な賃上げ」の実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組みます。



岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令和5年1月4日)(抄)

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映**
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映**（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比； + 5. 2% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

主要12職種※ （20,822円） 令和4年3月比； + 5. 0% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

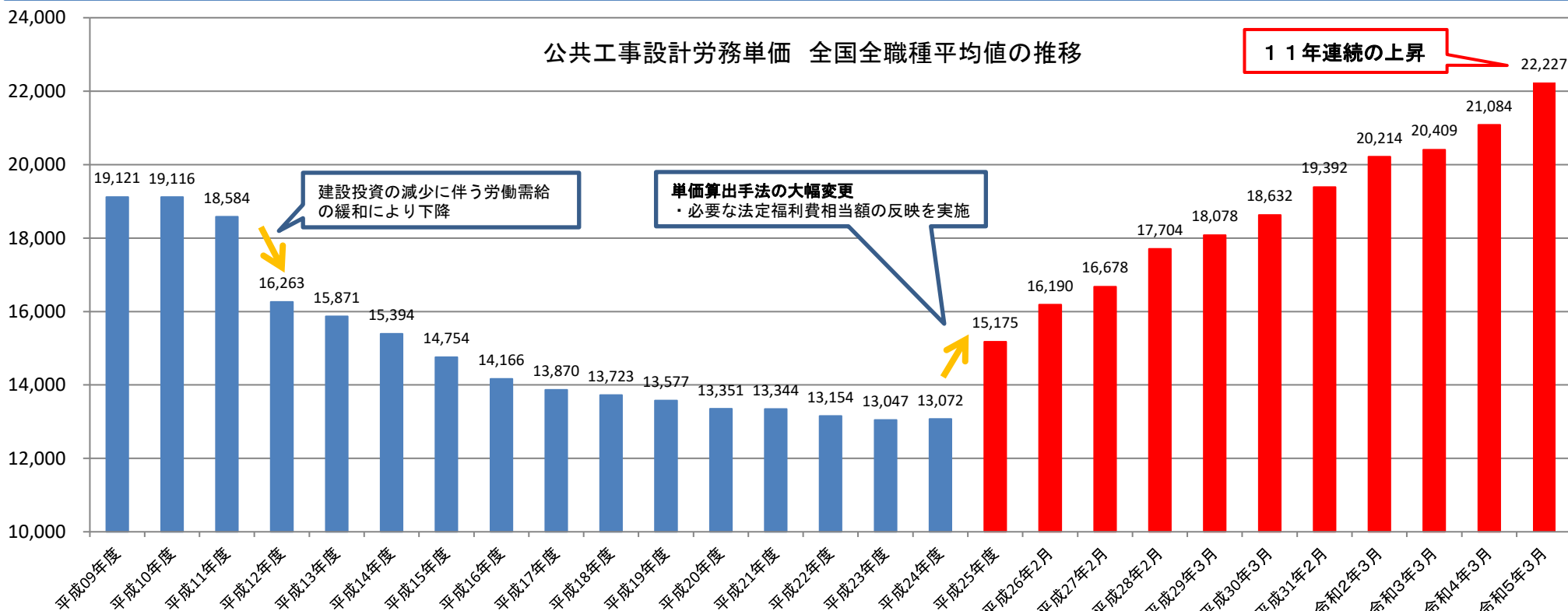
（主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+ 4. 0%	運転手（一般）	21,859円	+ 5. 8%
普通作業員	20,662円	+ 5. 7%	型枠工	27,162円	+ 3. 8%
軽作業員	15,874円	+ 6. 3%	大工	26,657円	+ 4. 9%
とび工	26,764円	+ 4. 8%	左官	25,958円	+ 4. 0%
鉄筋工	26,730円	+ 3. 6%	交通誘導警備員A	15,967円	+ 7. 1%
運転手（特殊）	25,249円	+ 5. 7%	交通誘導警備員B	13,814円	+ 6. 3%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



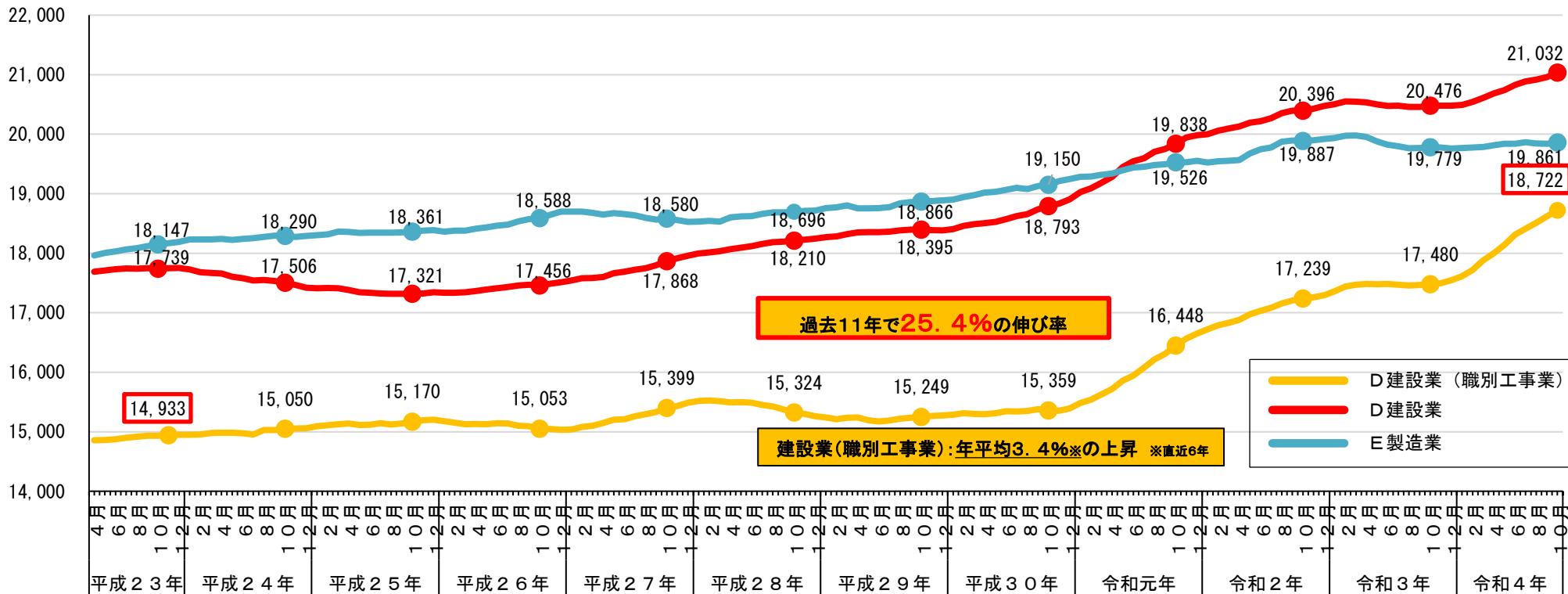
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移



過去11年で**25.4%**の伸び率

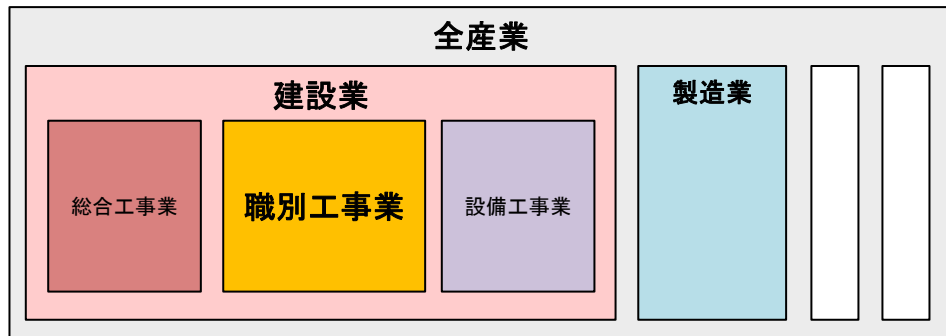
建設業(職別工事業):年平均**3.4%**※の上昇 ※直近6年

(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12ヵ月平均

(「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8/「所定内労働時間」+ 直近12ヵ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」/直近12ヵ月の「出勤日数」)

(産業分類のイメージ)



(定義)

建設業

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される
(ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される
(ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

開催概要

日時：令和5年3月29日 17:15～18:15

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進 等

本意見交換会において、以下のことについて申し合わせを行った。

- 様々な課題があるものの、
本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、
全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

賃金上昇及び工期の適正化に向けた業界団体の動き

日本建設業連合会

(令和5年3月30日会長通知、同年4月27日通知)

- 技能労働者の賃金水準の引上げについて
日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言…」の2023年度の運用について、一次下請への見積り依頼に際して、技能労働者の賃金が概ね5%上昇する趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする。
- 「2023年7～9月を「4週8閉所」推進の活動強化期間とする件について」
「4週8閉所」の推進に向けた活動の強化期間を定め…、会員各社において現場での4週8閉所の実施を促進する取組みに注力するよう依頼。

全国中小建設業協会

(令和5年5月16日理事会決議)

- 働き方改革宣言～選ばれる建設業を目指して～
働き方改革の具体的な取組として、「賃上げにつながる好循環を継続し、未来を支える担い手の確保・育成に向けて、今年度は概ね5%の賃金アップを目指し、可能な取組みを行うこととする。」
・働き方改革をより実効のあるものとするため、全ての関係者が週休2日に向けて工期の適正化に取り組むこととする。」の取組を宣言。

全国建設業協会

(令和5年4月3日会長通知)

- 処遇改善及び働き方改革への取組について
・さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会においては概ね5%の賃上げを目指し、建設技能者の賃上げや下請契約での反映等の取組を会員企業に周知。
・「目指せ週休2日+360時間(360ツープラスサンロクマル)運動」を推進。

建設産業専門団体連合会

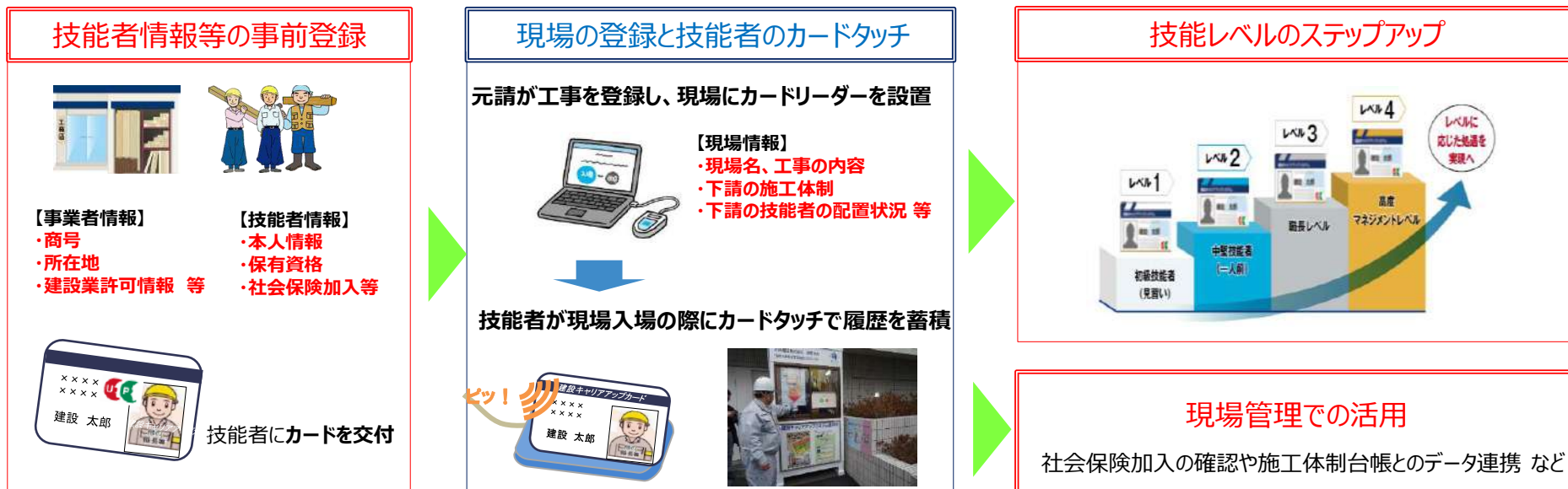
(令和5年4月3日会長通知)

- 国土交通大臣と建設業主要4団体の申し合わせについて
請負契約を透明化し必要な経費が確保され下請各層まで労務費を行き渡らせる等、職人の処遇改善の環境を整えた上で、賃金の5%上昇、工期の適正化を目指す旨会員に周知。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



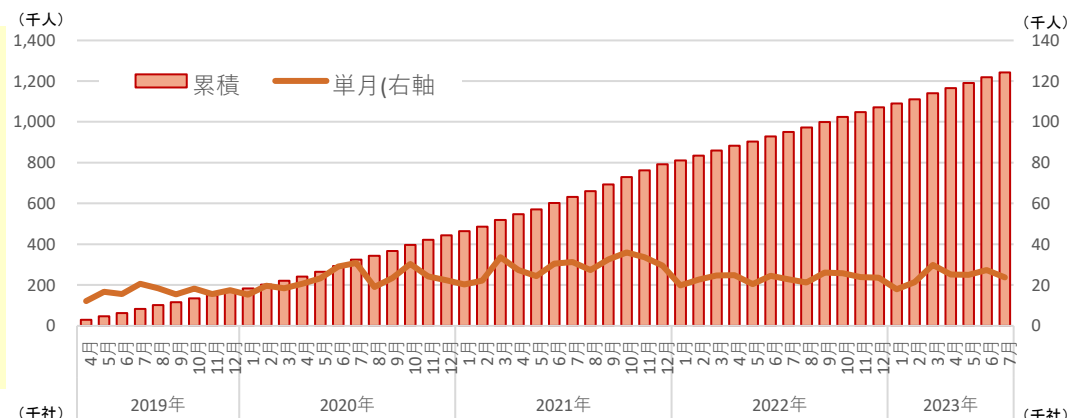
- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

技能者の登録数

124.2万人が登録

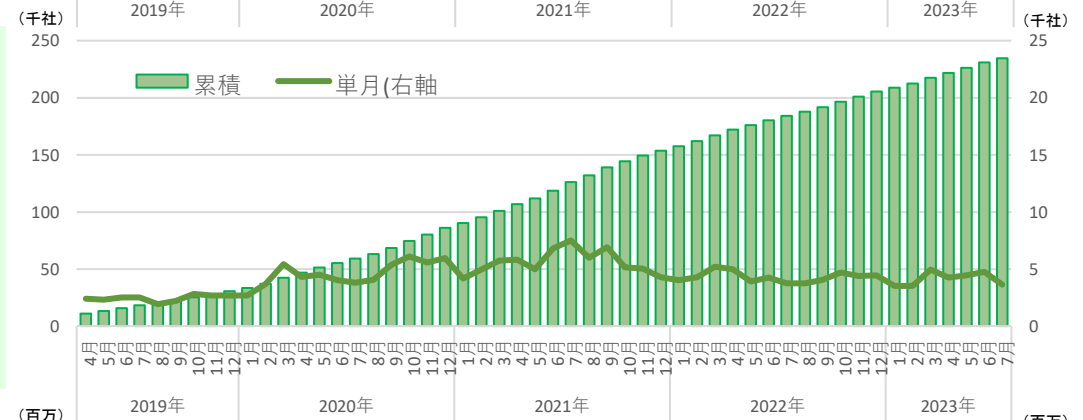
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

23.5万社が登録

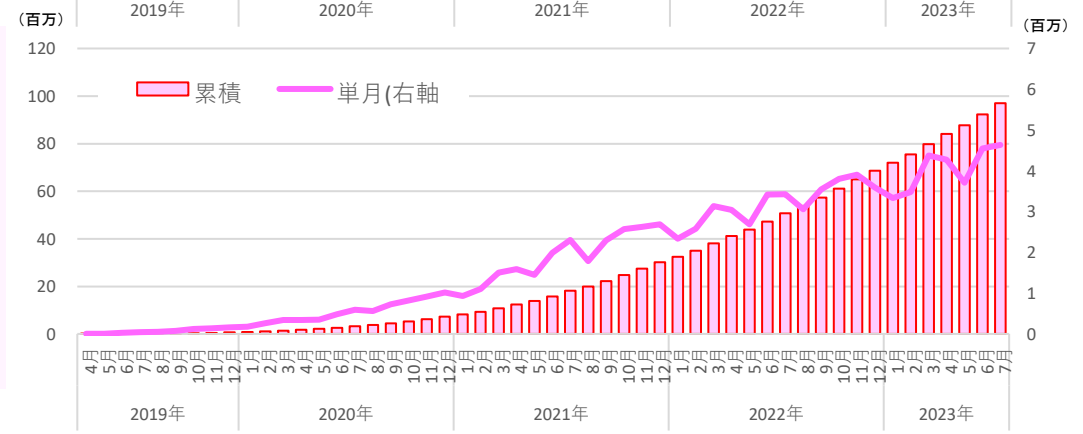
※うち一人親方は7.7万社



就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※7月は463万履歴を蓄積



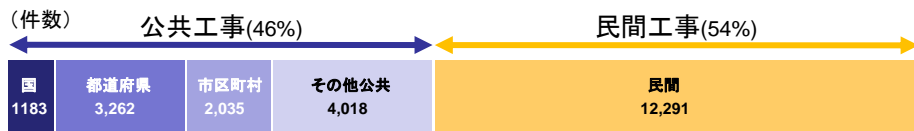
出所:建設業振興基金データより国土交通省

元請によるCCUS現場利用の推進

元請による現場利用等の状況

○元請による現場利用(現場登録)は、公共・民間工事とも広がり。元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

CCUSが利用された現場数※ (現場登録数、R3年度実績)

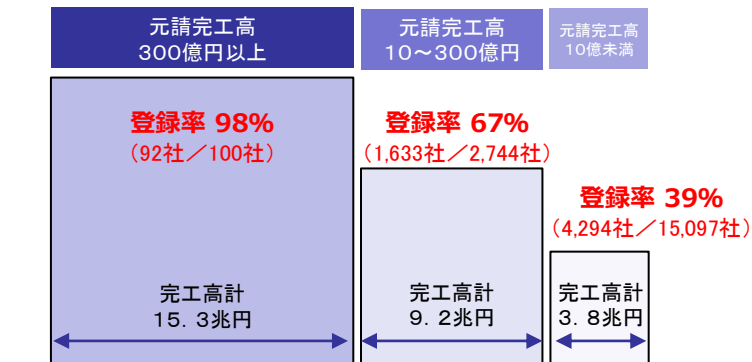


元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数※ (現場登録数、R3年度実績)



※ ハウスメーカー(民間工事を中心に7,000現場弱の登録実績)は除く。
 ※団体未加盟事業者・設備工事業者・専門工事業者等

元請総合工事企業※による事業者登録の状況



※元請建設業団体(全建・日建連・全中建)加盟企業。ただし全中建企業は未精査。R4.3未現在

公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事モデル工事等が拡大

国直轄工事	地方公共団体	独法・特殊会社
<p>【土木工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事 (義務化: 全国で64件(R3年度契約)) (活用推奨: 全国で16件(R3年度契約)) ※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事) ○ 地元業界の理解がある33都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行 ○ 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行 <p>【営繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用推奨モデル営繕工事 (全国で27件(R3年度契約))※予定を含む <p>【港湾・空港工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CCUS活用モデル工事 (全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績 	<p>○ 39道府県が企業評価等を導入、他の全ての都県も検討を表明</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・工事評定による加点は21道府県 ・総合評価による加点は18府県 ・カードリーダー等費用補助は15道県が導入済(重複あり) </div> <p>○ 政令市は15市で導入</p> <p>※第2回を実施中のブロック別CCUS連絡会議等を通じ都道府県・政令市・地元業界団体と連携し、導入を推進</p> <p>■ 導入済 ■ 検討中</p>	<p>【UR都市機構】 R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度は20件程度)。</p> <p>【水資源機構】 R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。</p> <p>【NEXCO西日本】 R3年度から義務化モデル工事を実施。</p> <p>【NEXCO東日本】 R3年度に義務化モデル工事を1件実施。</p> <p>【鉄建機構】 R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施。</p>

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

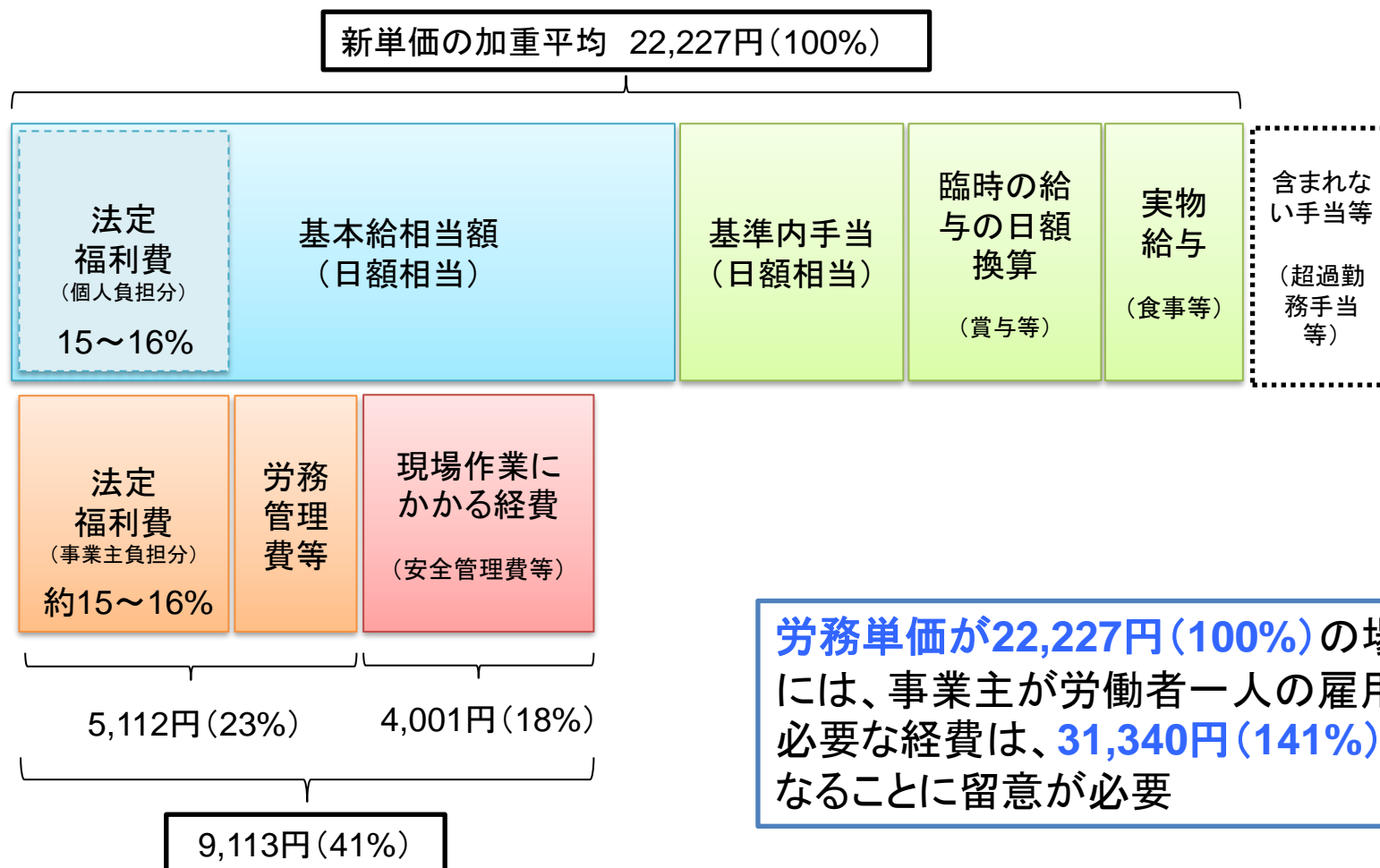
分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価を設定**
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

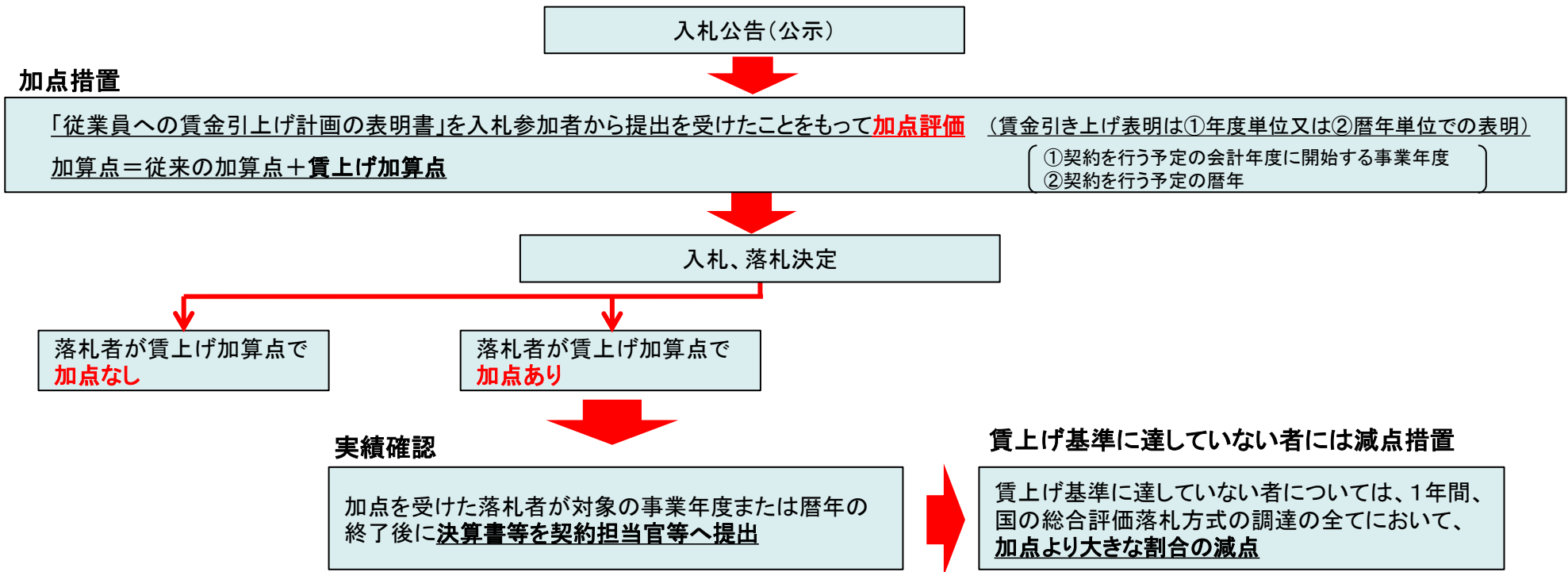
※イメージ図



「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

措置の流れ



- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要



《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定等

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要



《特に強化すべき取組》

- 市場における労務・資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要



《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

[ダンピング対策] 低入札価格基準の計算式の改定

低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

国土省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10～9.0/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H29.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10～9.0/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H31.4.1～

【範囲】
 予定価格の
7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



R4.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

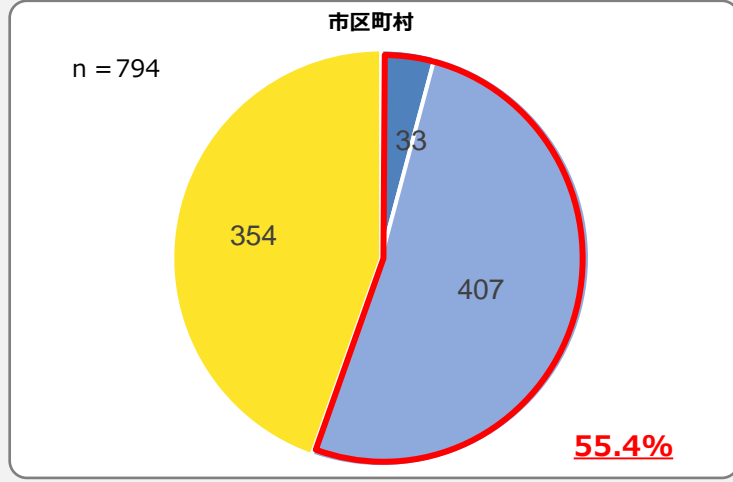
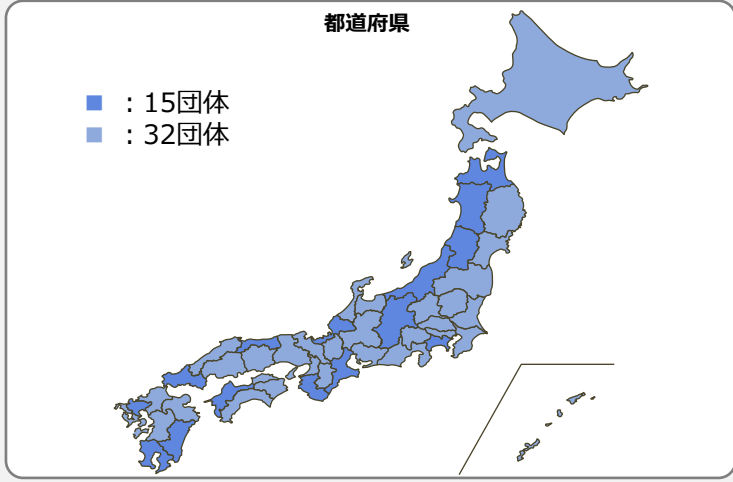
[ダンプ対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

出典：令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)

- 都道府県は、**全ての団体***で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

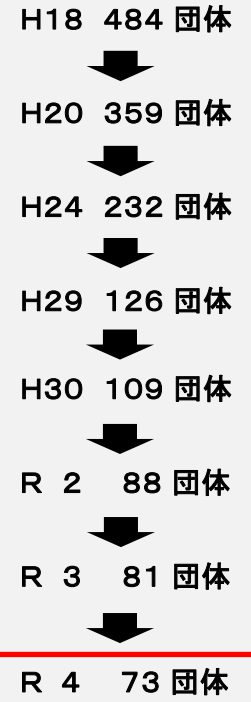
※算定式非公表、未導入の団体除く

調査基準価格算定式の設定水準

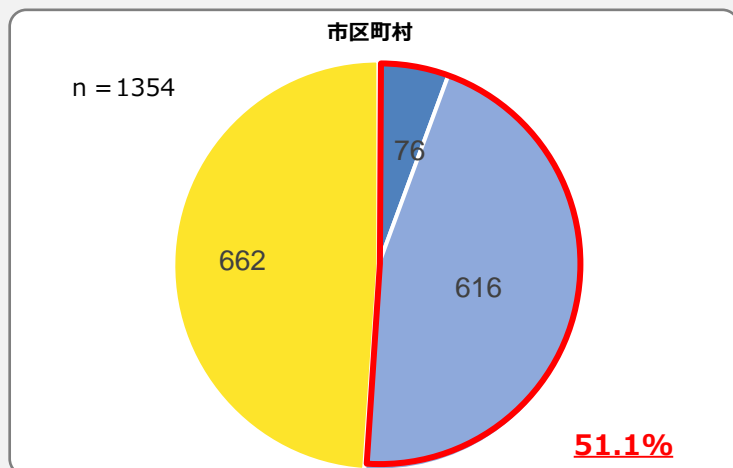
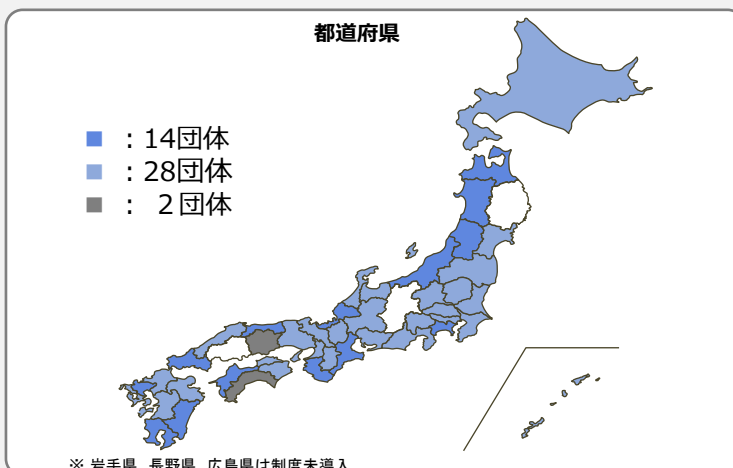


- : 独自モデル (R4中央公契連モデル以上の水準)
- : R4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

いずれの制度も未導入の団体



最低制限価格算定式の設定水準



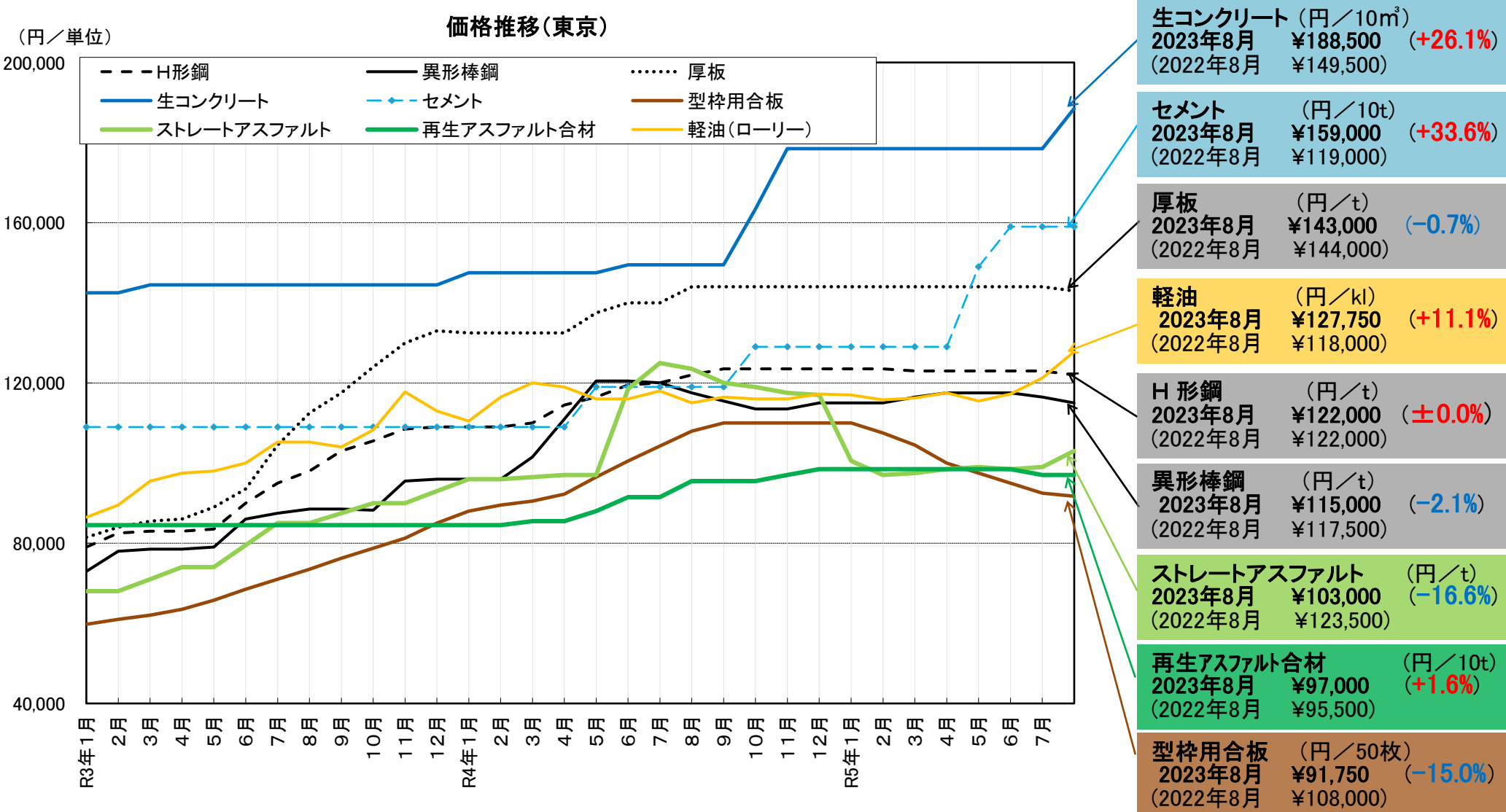
※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

4. 適正な請負代金

主要建設資材の価格推移

出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）
「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）

○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、**スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請**（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における**資材単価の設定状況等について見える化**し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況について**モニタリング調査を実施**

今後の更なる取組

- 地方公共団体における①**資材単価の設定状況**、②**スライド条項の設定・運用状況**について調査
- **全国の都道府県主催会議(公契連)**において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について**市区町村へ直接働きかけ**
- 適切なりスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、**資材価格変動に対応しやすい契約について検討**

◎ 公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎ 民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	事例	令和4年5月に河川維持工事(約2.7億円)で適用し、約1.5百万円増額変更。 (R3・4安食管内維持工事【千葉県内工事】)	令和4年11月にアスファルト舗装工事(約2.2億円)において、アスファルト類で適用し、約5.5百万円増額変更。(R3国道6号中村南電線共同溝路面復旧工事【茨城県内工事】)	令和4年8月にトンネル工事(約77億円)で適用し、約215百万円増額変更 (大野油坂道路川合トンネル川合地区工事【福井県内工事】)

- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」
「要請があった受注者に対応しているため、
要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
(主な発注者)

総合工事業
(受注者／発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業
(主な受注者)

事例：取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査等の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、立入検査等を実施し、必要に応じて注意喚起・指導監督等を行い、法令遵守、請負契約の適正化に向けた取組を促す。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

令和元年度以前は11月を、令和2年度以降は10～12月を推進期間に位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

都道府県・関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

とりわけ、来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、厚生労働省の都道府県労働局や労働基準監督署と連携し、「建設業関係労働時間削減推進協議会」へ参加するなど積極的な対応を図る。

建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる「建設業取引適正化センター」について、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

今年度の重点項目

受発注者間・元請下請間・1次下請2次下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）、資機材の価格高騰を受けた対応の状況等についてモニタリング調査を行う。とりわけ、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、適正な工期の確保に重点を置きつつ、モニタリング調査を行い、受発注者に対して必要な注意喚起等を行う。

● 工期特化モニタリング調査（厚生労働省との連携）

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況確認など工期に特化したモニタリング調査を実施する。また、このモニタリング調査に厚生労働省の労働基準監督署が同行し、同署から罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す。

	元請下請間	受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	昨今の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請
実施方法	ヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	ヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・工期の設定方法等 ・下請負人に対する標準見積書の働きかけの状況 ・法定福利費の明示状況 ・法定福利費の算出方法 ・契約締結に至る過程での下請負人との協議状況 	スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・請負業者の選定方法 ・工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む） ・価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）
調査対象	229か所 （令和5年3月現在）	49か所 （令和5年3月現在）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	改善・留意すべき事項について、文書で通知	改善・留意すべき事項について、文書で通知

※) 調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

5. 中央建設業審議会基本問題小委員会での審議

持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業統括部長
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授
	大森 有理	弁護士
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
 - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理
3月1日	第8回	とりまとめに向けた議論
3月29日	第9回	とりまとめ

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

➤ 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

➤ 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

➤ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

➤ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。

➤ 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)

請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。

➤ CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

➤ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限

時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

➤ ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

➤ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

「中建審・社整審 基本問題小委員会」について

中央建設業審議会

- ・建設工事標準請負契約約款の作成
- ・入札の参加者の資格に関する基準の作成
- ・入札契約適正化指針や、経営事項審査の項目及び基準に関する意見 等

社会資本整備審議会

- 建設業の改善に関する重要事項の調査審議 等

産業分科会

建設部会

不動産部会

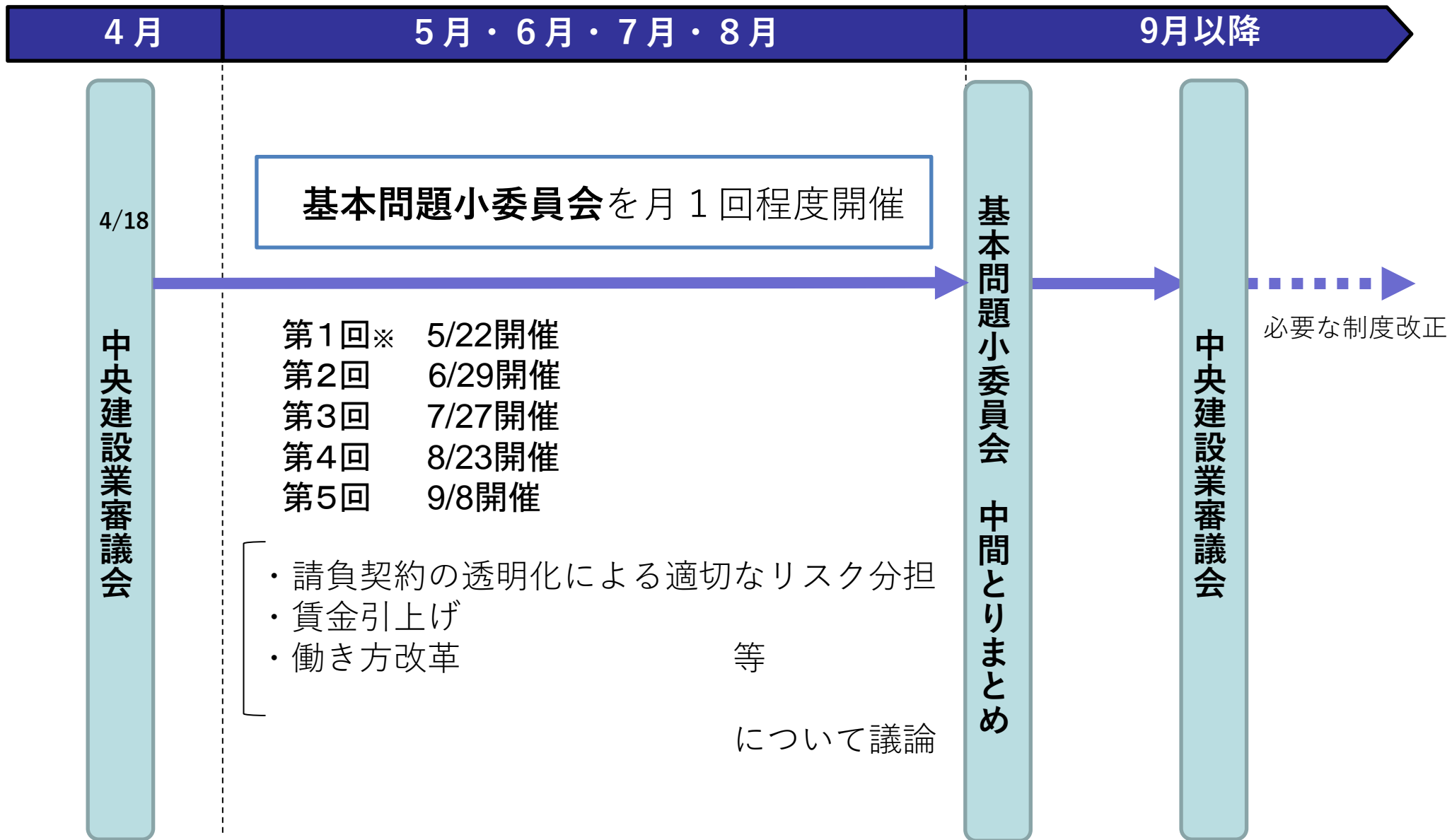
基本問題小委員会

【委員】

青木 富三雄(一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長兼建設安全部長)
荒木 雷太(一般社団法人岡山県建設業協会会長)
井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
岩田 正吾(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
榎並 友理子(日本IBM株式会社執行役員公共事業統括部長)
恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)
大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部名誉教授)
小倉 範之(全国建設労働組合総連合書記次長)
小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)【委員長】
蟹澤 宏剛(芝浦工業大学工学部教授)

岸上 恵子(公認会計士)
楠 茂樹(上智大学法学部教授)
仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)
浜田 沙織(株式会社ワークライフバランス取締役)
東 俊樹(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会部会長)
堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)
松島 進(東京都建設局企画担当部長)
丸山 優子(株式会社山下PMC代表取締役社長)
渡邊 美樹(独立行政法人都市再生機構本社技術住宅経営部次長)

中央建設業審議会の今後のスケジュール



※第1回は、通算で第25回基本問題小委員会

- ✓ 持続可能な建設業の発展には、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ そのためには、資材価格高騰や時間外労働規制への対応等、現下の課題に対処しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下、適切に建設工事が実施される環境を整備していくことが必要。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法の改正も視野に早急に講じるべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ① **受注者**による**リスク情報提供の義務化**
 - ・見積もり時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に**予備的経費**に関する事項を**明記**
- ③ オープンブック・**コストプラスフィー方式**の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う**請負代金の変更条項**を**契約書上明確化**
 - ・法定記載事項として「価格変動が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① **当事者間**での**誠実協議**
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に、受発注者・注文者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への**勧告等**
 - ・**不当に低い請負代金での契約締結**について、国土交通大臣等の**勧告**対象に民間事業者を含める
 - ・不適切な契約是正のための組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) 標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における**不当に低い請負代金の禁止**

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、**指導、勧告等**の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者が労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ① **受注者**による**著しく短い工期の禁止**
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ① 建設工事**現場**を適切に**管理**するための**指針**の作成
 - ・ICTの活用等による**現場管理のための指針**を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② **監理技術者等**の**専任制度**等の合理化

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

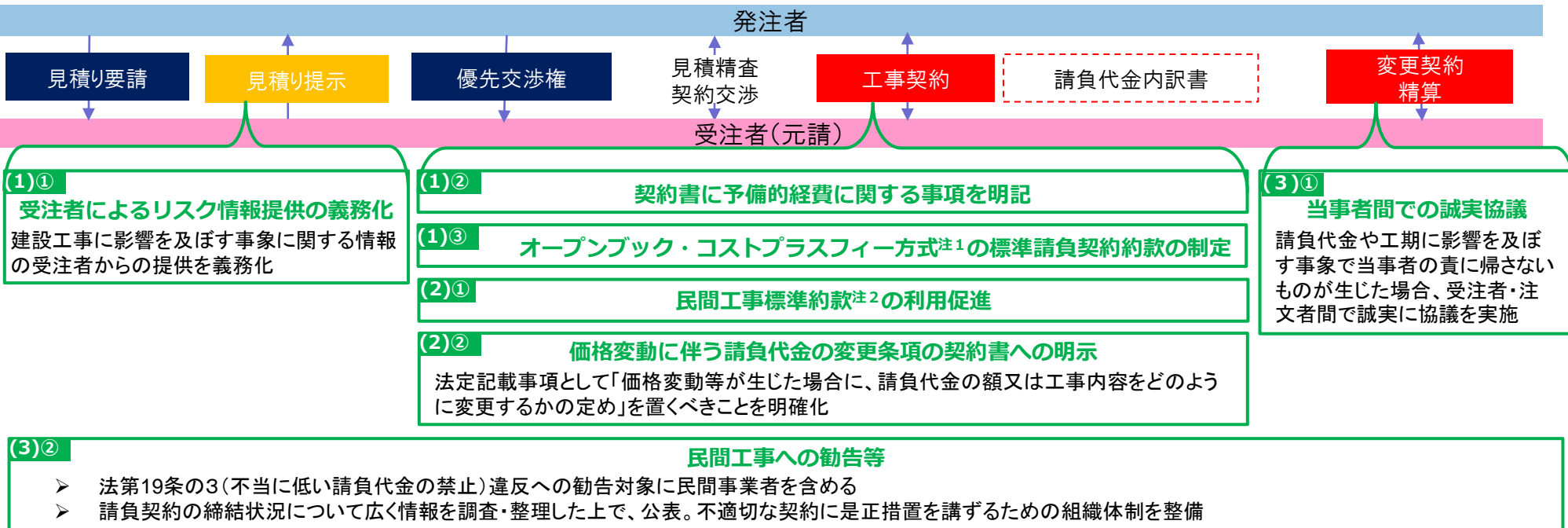
現状・課題

- ✓ 発注者が、請負代金の中に含まれる**予備的経費の内容を詳細に把握することは困難**であり、**受発注者間で情報の非対称が生じている**。
- ✓ **価格変動に対してどのようにリスク管理を行っていくかが契約上不透明な場合、受発注者間に認識の齟齬が発生**。
- ✓ 適切なリスク分担がなされない場合、契約当事者のみならず、その下請業者なども含めた**建設生産システム全体に経営悪化や不良工事の発生といった影響が及ぶおそれがある**。

対応の方向性

1) 契約における**情報の非対称性の解消**、2) **価格変動等への対応の契約上での明確化**、3) **当事者間でのコミュニケーションを制度的に担保することで、契約の透明化と当事者間での協議を通じたリスクへの対応を実現**

今後のイメージ(建設工事における契約プロセス例)



(注1) 工事に係る支出(コスト)を受注者が開示すること(オープンブック方式)で実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式(コストプラスフィー方式)。

(注2) 民間建設工事標準請負契約約款。第31条において、請負代金額の変更を求め得る場合を規定。

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

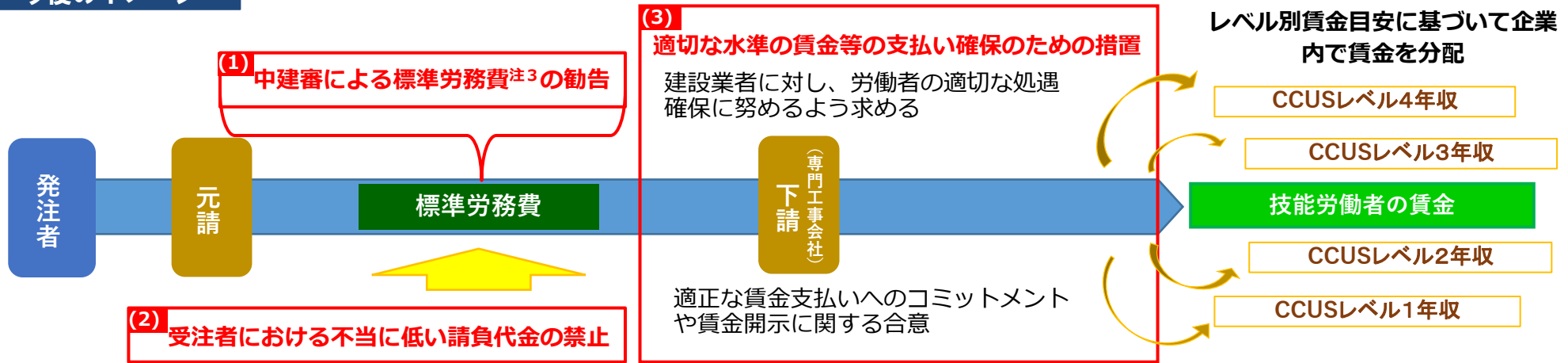
現状・課題

- ✓ 労務費の見積りが曖昧なまま工事を受注した場合、適切な労務費を確保できないおそれがある。また、技能労働者の賃金を能力や経験が反映された適正な水準に設定しようとしても、相場感が分からず取組が進まない。
- ✓ 労務費は、短期的な市況の影響を受けやすく、累次の下請契約等が繰り返されるなかで、適切な工事実施に必要で、かつ、中長期的にも持続可能な水準の労務費が確保されにくい。この結果、現場の技能労働者への行き渡りも徹底されにくい。

対応の方向性

適切な労務費が下請契約等において明確化されるルールを導入しつつ、不当な安値での受注を排除していくことで、技能労働者の能力や経験に応じた適切な賃金の支払いや処遇の改善（賃金の行き渡り）を実現する。

今後のイメージ



※ これらを担保する措置の一環として、まずは公共工事において賃金支払いの実態を適切に把握する取組を検討

(注3) 標準労務費

適切な工事実施のために計上されるべき、中長期的にも持続可能な水準の標準的な労務費。
請負契約締結の際に労務費の相場観を与える役割を持ち、廉売行為を規制するに当たっての参考指標としても用いる。

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

R5.9.8開催「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会」令和5年第5回資料より

現状・課題

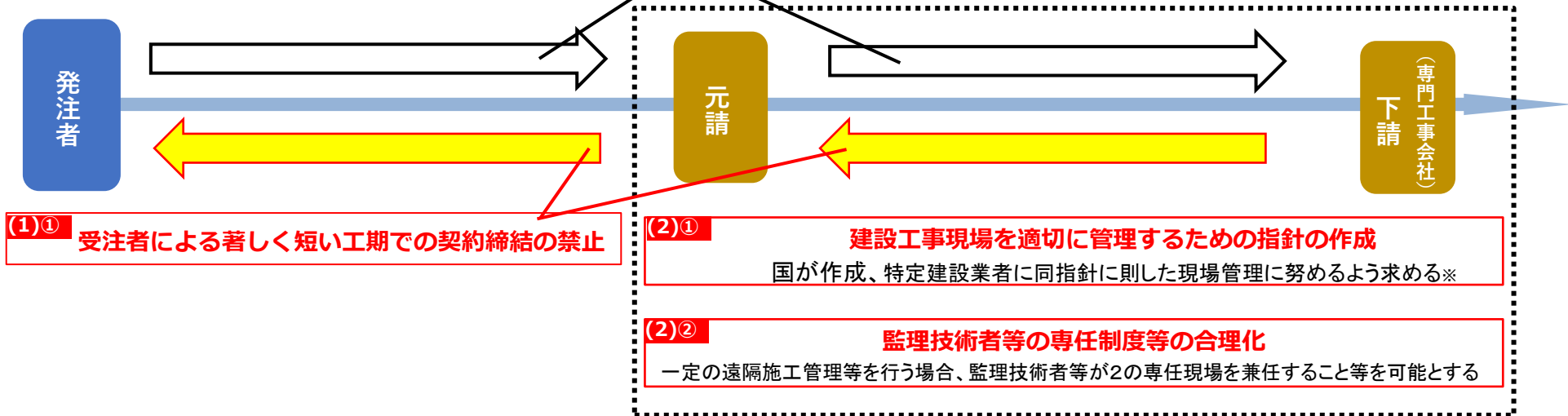
- ✓ 適切な工期が確保されない場合、技能労働者の就労環境が悪化するおそれがあるのみならず、施工品質や安全面にも影響が生じる可能性がある。また、週休2日の実現や令和6年4月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応が急務。
- ✓ 働き方改革の推進には、事務作業等の効率化が不可欠であるが、これに効果を発揮する情報通信技術の活用が十分に進んでいない。このことは、施工体制管理のさらなる徹底を図る上でも課題。

対応の方向性

建設生産プロセス全体を通じた適切な工期の確保を徹底するとともに、情報通信技術の活用等による生産性の向上を図ることにより、他産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現する。

今後のイメージ

注文者による著しく短い工期での契約締結の禁止（現行建設業法第19条の5）



※ 例えばCCUSのように、本人認証や真正性を確認済の情報等を備えたシステムを活用可能とすることで、施工体制の確認やその管理等を徹底していく

6. 生産性の向上(技術者制度の見直し方針)

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要

● 専任不要上限額の引き上げ

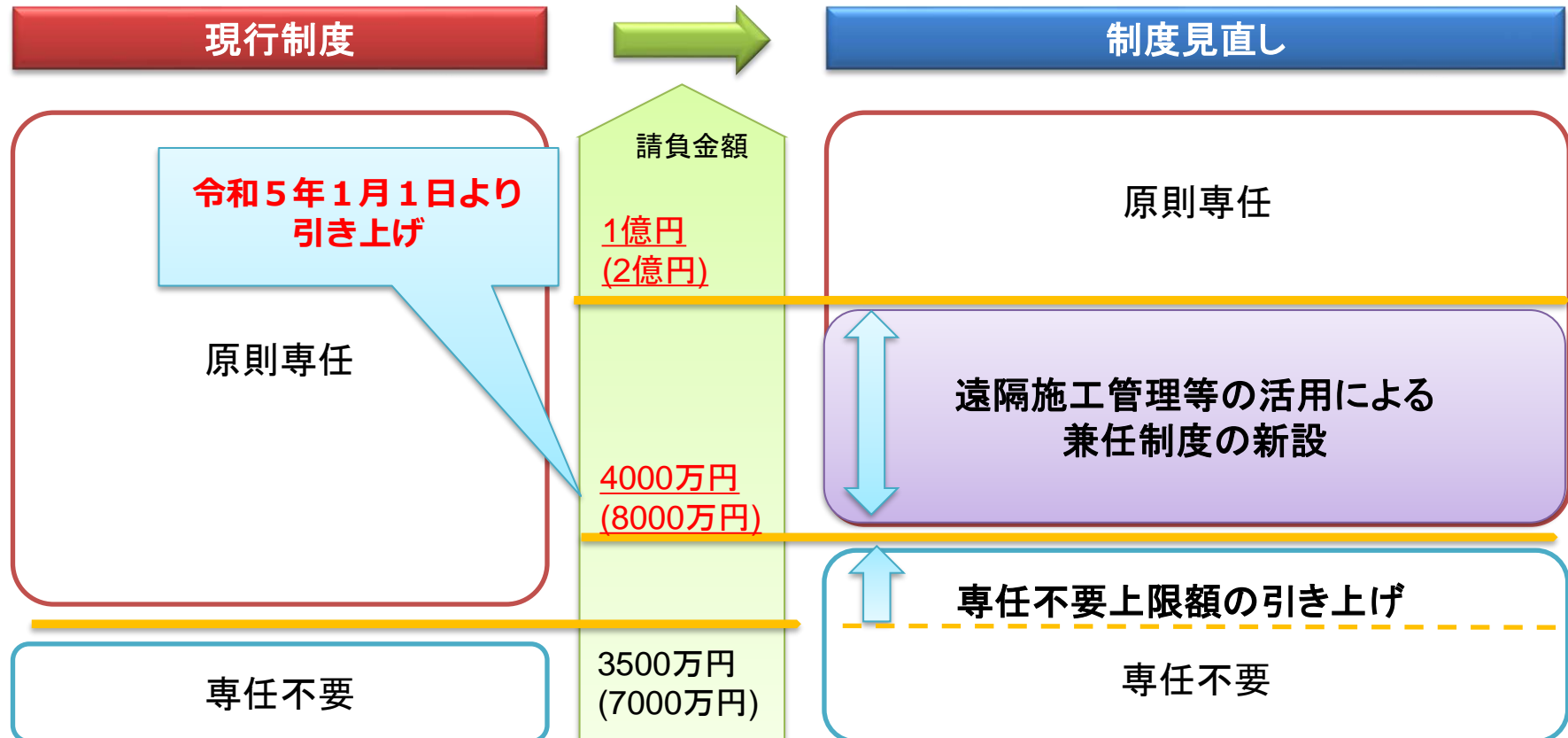
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。

● 兼任可能な制度の新設

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

● その他の検討

技術者配置の運用の見直し。



()は建築一式工事の場合

工事現場について

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。

施工体制について



- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。

※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

運用について



- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方

現状

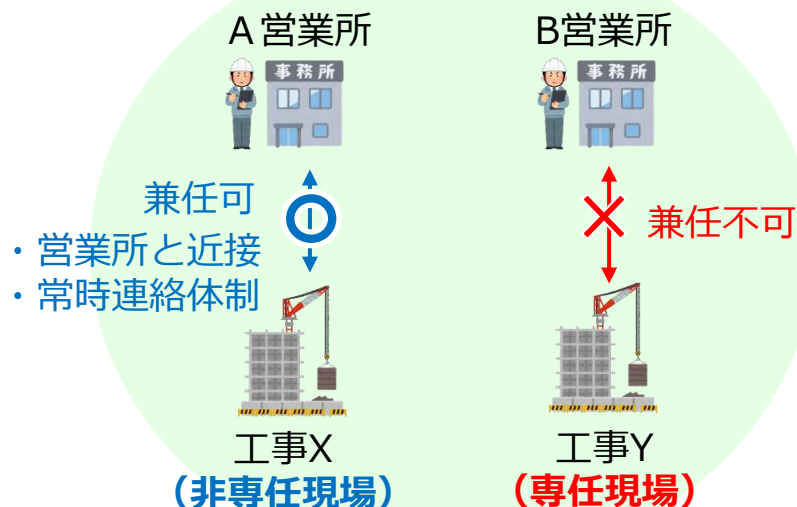
- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）[※]の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

※令和5年1月1日より、
4000万円以上に引上げ

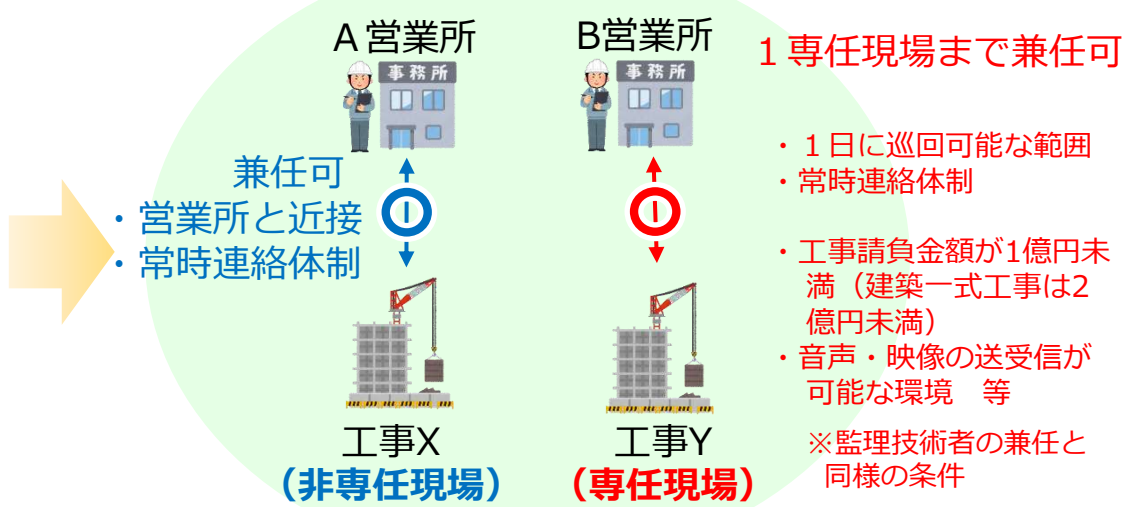
見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。**

現状



見直し案



○ 1級の受検資格

（改正前）

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

（いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり）

（改正後）

第 1 次検定	第 2 次検定 ※1
19歳以上 （当該年度末時点）	1次検定合格後の 特定実務経験※2（1年）を含む 実務経験 3年 等

- ※1 実務経験について、1次検定合格後、
- ・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
 - ・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
 - ・その他の実務経験の場合は5年

その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

- ※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者（監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

○ 2級の受検資格

（改正前）

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学（指定学科）	17歳以上 （当該年度末時点）	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

（改正後）

第 1 次検定	第 2 次検定 ※3
17歳以上 （当該年度末時点） ※従前どおり（変更なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次検定合格後、実務経験 3年 ・ 1級 1次検定合格後、実務経験 1年

- ※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

実務経験による技術者資格要件の見直し (一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)

- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。(指定建設業と電気通信工事業は除く)
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。※指定建設業は除く

(改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
高等学校(指定学科)	卒業後 5年
上記以外	10年



(改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補 技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年*
上記以外		10年

*指定建設業と電気通信工事業を除く

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業者以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業者以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)
の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

R5.1に規定が改定されたので注意

○監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえたうえで、慎重かつ必要最小限とする必要がある。

このため、監理技術者等の途中交代は注文者とその条件に付いて合意がなされた場合に限られる。公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。

建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、下記のような条件について書面その他の方法により受発注者間で合意することが必要（これに限定されるものではない）

【一般的な交代の条件例】

- ・監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合

ただし、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要。

7. 建設発生土の適正処理

建設発生土の搬出先の明確化等

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市

死者28名、住宅被害98棟



H21.7 広島県東広島市

 廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟


R3.6 千葉県多古町

 廃棄された土石の崩落
死者1名、軽傷者1名、
県道通行止め

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要**。
- 有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める
- 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認**させることや、**実際にそこに搬出されたことを受領書で確認**させる仕組みを構築

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に
対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重料3億円以下

スケジュール

令和3年 12月 「盛土による災害の防止に関する検討会」による提言

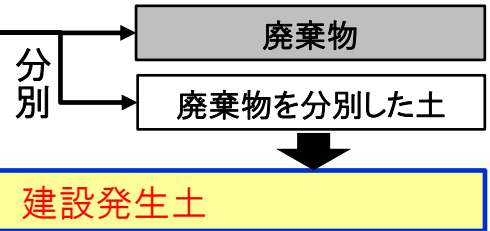
令和4年
3月29日 盛土規制法案の提出
5月27日 盛土規制法公布

6月～ 9月末 「盛土等防災対策検討会」開催
地方公共団体に基本方針（案）等を公表

令和5年
5月26日 盛土規制法施行

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土



…廃掃法に基づき適正に処理

資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用



※写真はイメージ

他工事利用

残土処分場

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³ → 500m³）、保存期間の延長（1年 → 5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

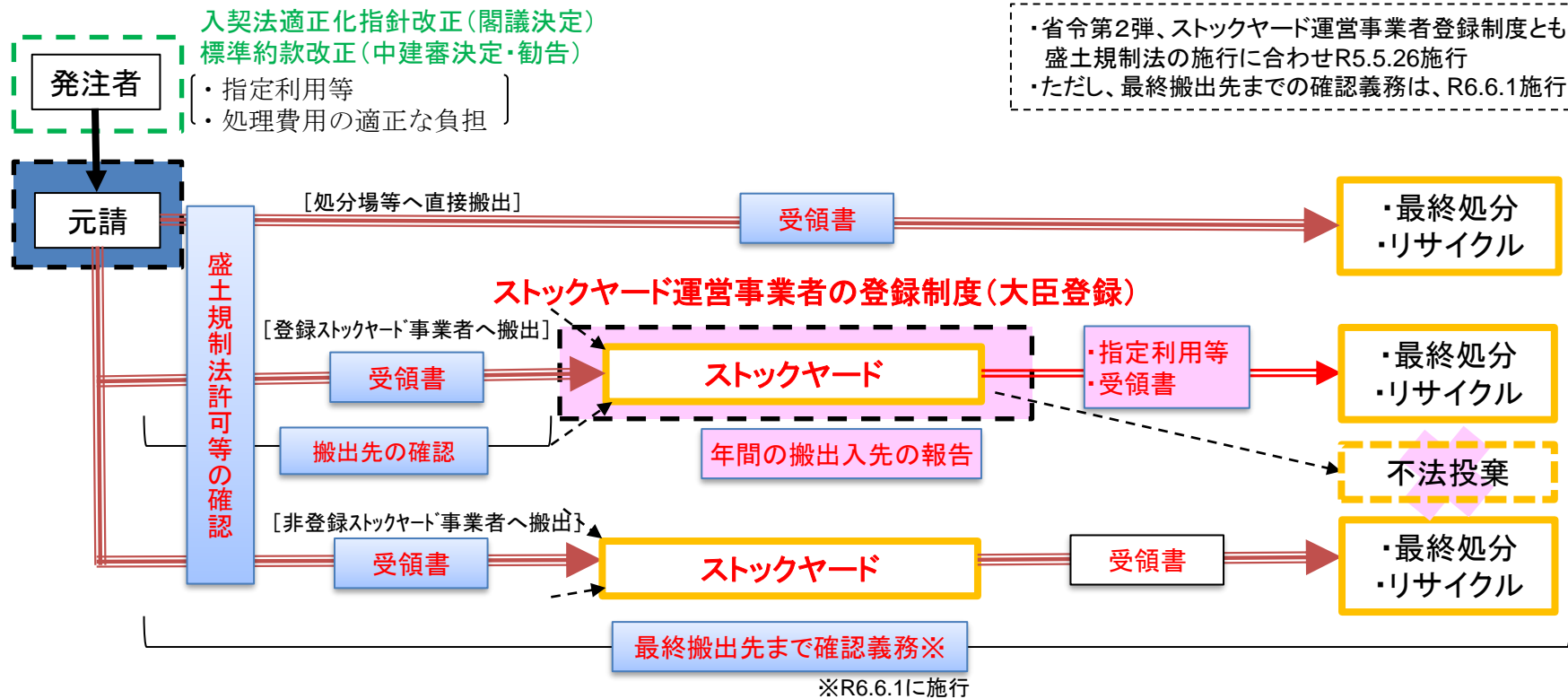
計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m ³
搬出先	: ●●工事 ●●●● m ³ ●●処分場 ●●●● m ³
コンクリート	:
アスファルト・コンクリート	:
木材	:



新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の建設業者への処分

盛土規制法の施行にあわせ、**資源有効利用促進法の省令改正(令和4年度第2弾)**及び**ストックヤードに関する新たな登録制度**を創設する。
 【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
 ・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること



・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、盛土規制法の施行に合わせR5.5.26施行
 ・ただし、最終搬出先までの確認義務は、R6.6.1施行

<p>資源有効利用促進法 (省令改正(第2弾))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な搬出先であることの確認 ・受領書による確認 ・最終搬出先までの確認義務※ 	<p>ストックヤード運営事業者の登録制度 (告示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤード事業者による指定利用等 ・受領書による確認 ・年間の搬出入先の報告 	<p>盛土規制法 (法改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な盛土行為を規制
--	--	---